

第3期
会津美里町一般廃棄物処理基本計画
(案)



令和8年〇月
会津美里町

< 目 次 >

第1部 総論

第1章 計画策定の基本的事項

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 対象となる廃棄物の種類	3
4. 一般廃棄物処理計画の構成	4
5. 基本的な考え方	4
6. 計画対象地域	4
7. 計画目標年度	4

第2章 町の概況

1. 人口の推移	5
2. 産業の動向	6

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1. ごみの収集等形態	9
2. ごみの処分体制	10
3. ごみの総排出量	11
4. ごみ処理に係る経費等の推移	12
5. ごみ処理に係る収入等の推移	13

第2章 前計画の総括及び本計画策定に係る課題

1. 前計画の総括	15
2. 本計画策定に係る課題	16

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理基本計画	17
(1) ごみ処理基本計画	17
(2) ごみ処理実施計画	17
(3) 対象となる廃棄物	17
2. ごみ処理基本計画の基本方針	17
(1) 会津美里町総合計画が目指すまちの将来像	17
(2) 基本方針	17

3. 実現したい数値目標	18
4. ごみの発生量及び処理量の見込み	19
5. 数値目標の設定方法	21
(1) 1人1日当たりの生活系一般廃棄物(資源物を除く)の排出量	21
(2) 事業系一般廃棄物の総量	22

第4章 ごみ排出抑制の方策

1. 町民・事業者・町の協働	23
(1) 町民の役割	23
(2) 事業者の役割	23
(3) 町の役割	25
2. 町の減量施策	26

第5章 ごみ処理施設の整備

1. 中間処理施設	30
2. 最終処分場	30

第6章 その他ごみの処理に必要な事項

1. 廃棄物減量等推進審議会	31
2. 事業者の協力	31
3. 一般廃棄物処理業の許可	31
4. ごみ処理有料化の検討	31
5. 災害廃棄物対策	32
6. 不適正処理・不法投棄対策	32
7. 本計画の公開	32
8. 本計画の点検、評価、見直し	33

第3部 生活排水処理基本計画

第1章 し尿等処理の現状

1. し尿等の種類と収集形態	35
2. し尿等の中間処理（環境センター）と処分体制	36

第2章 生活排水処理施設整備状況等の実績評価

1. 実績評価の考え方	37
2. 実績評価	37
(1) 生活排水処理率の検証	37
(2) 生活排水処理施設の整備実績の検証	39

3. 前計画の総括と第3期基本計画に向けた課題	42
-------------------------	----

第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理に係る理念及び目標	43
2. 生活排水処理の基本方針	44
3. 生活排水処理基本計画	44
(1) 処理の目標	44
(2) 生活排水を処理する区域及び処理方式等	45
(3) 生活排水処理施設の整備及び接続目標	45
4. し尿・汚泥の処理計画	47
(1) 現況	47
(2) し尿・汚泥の排出状況	47
(3) し尿・汚泥の処理方針	47
5. 町民・事業者・町の取組	48
6. その他	48
別 紙「会津美里町生活排水処理基本計画の排水処理方式概要図」	49

【資料編】

会津美里町廃棄物減量等推進審議会条例	51
廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋）	52
会津美里町廃棄物減量等推進審議会委員名簿	53
第3期会津美里町一般廃棄物処理基本計画策定の経過	54

第1部 総論

第1章 計画策定の基本的事項

1. 計画策定の趣旨

これまでの社会や経済の発展により、私たちの生活は豊かなものになりましたが、一方で、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動やライフスタイルの変化による廃棄物の大量発生などの温室効果ガス排出に起因する地球温暖化問題が表面化しており、環境負荷の削減に向け一層積極的に取り組むことが求められています。

このような環境問題に対応するため、国においては、環境基本法や循環型社会形成推進基本法をはじめ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）、各種リサイクル法の制定等、循環型社会の形成を目指して法整備が進められています。近年では令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」という。）が施行されました。これらの法体系のもとで、廃棄物の発生・排出を抑制するとともにリサイクルの促進を図り、循環型社会の実現を目指しているところです。

また、生活排水処理については、公共用水域の水質保全のため、公共下水道、農業集落排水処理施設、合併処理浄化槽等による水洗化率の向上を図り、生活排水の適正な処理が求められています。

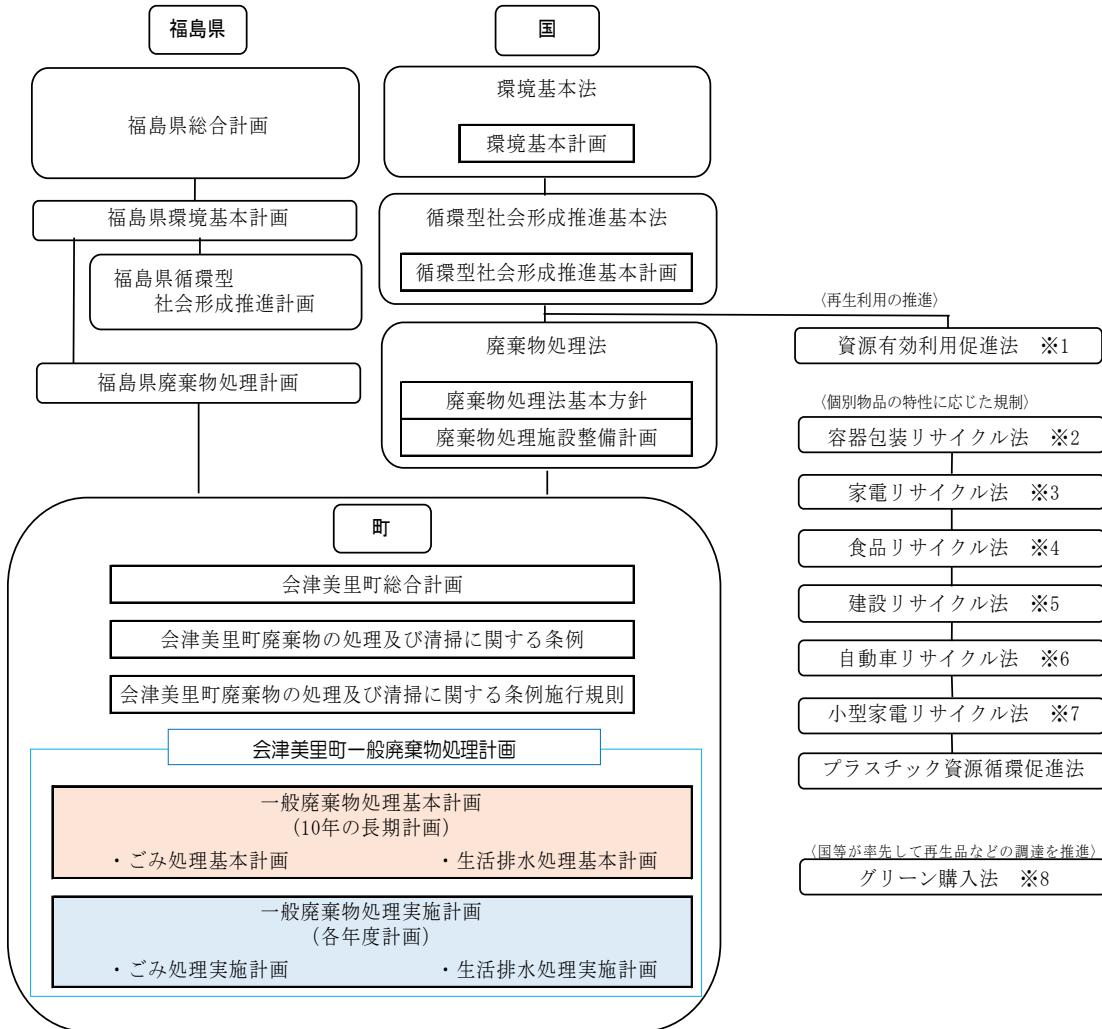
会津美里町（以下「本町」という。）は、平成18年度に「第1期会津美里町一般廃棄物処理基本計画」を、平成27年度に「第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画」を、令和2年度には「第2期会津美里町一般廃棄物処理基本計画後期計画」（以下「前計画」という。）を策定し、循環型社会の形成に向けた施策に取り組んできました。

これまでの取組を総括するとともに、現状を分析し、より一層のごみ減量化・資源化を進めるため、令和8年度を始期とする新たな「第3期一般廃棄物処理基本計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2. 計画の位置づけ

本計画は、廃棄物処理法第6条第1項の規定に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、本町の一般廃棄物の適正な処理を行うため、処理に係る基本的な考え方や方向性について定めるものです。

また、本計画の策定にあたっては、国、県の基本方針及び各種計画並びに本町の総合計画との整合性を図ります。



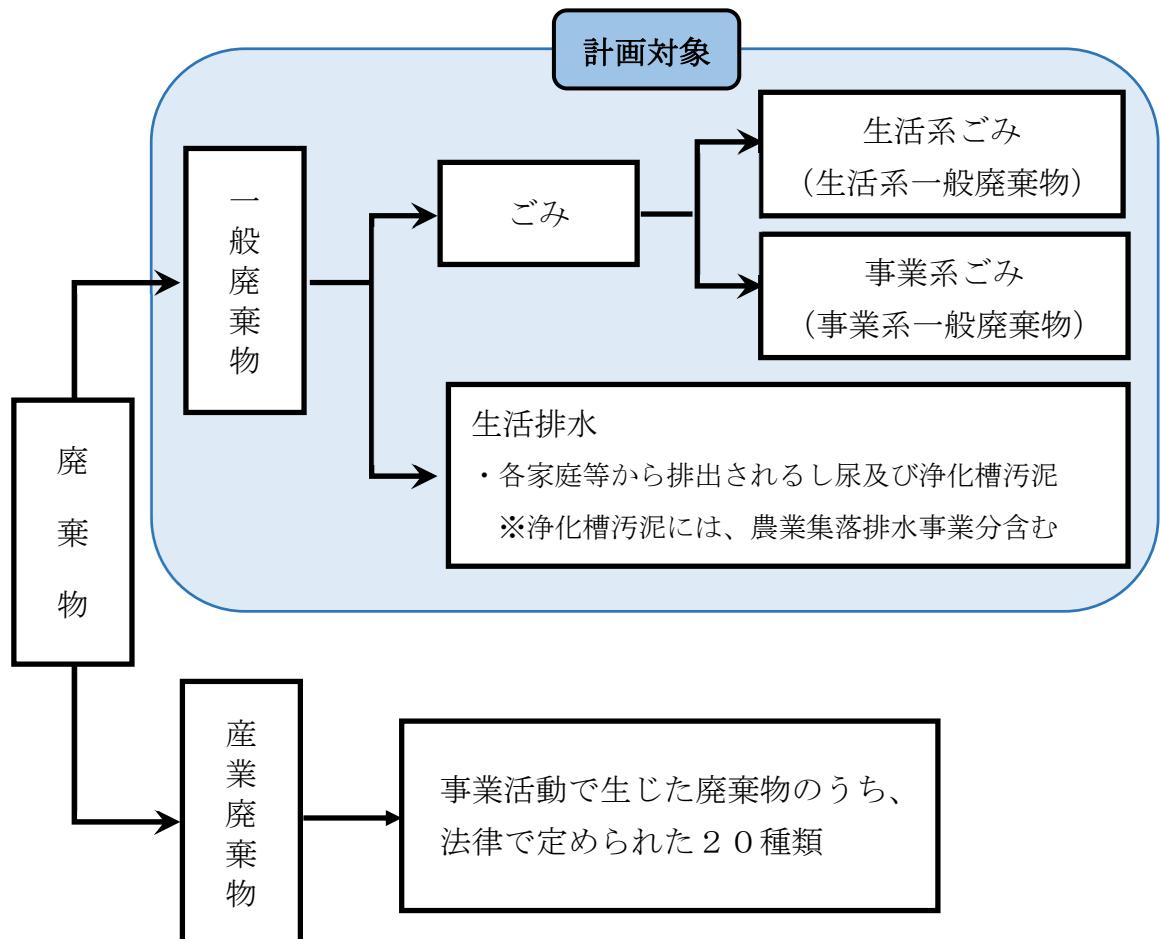
- *1：資源の有効な利用の促進に関する法律
- *2：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
- *3：特定家庭用機器再商品化法
- *4：食品安全資源の再生利用等の促進に関する法律
- *5：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律
- *6：使用済自動車の再資源化等に関する法律
- *7：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律
- *8：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

図 1-1-2 計画の位置づけ

3. 対象となる廃棄物の種類

廃棄物は、廃棄物処理法において一般廃棄物と産業廃棄物に区分されており、本計画は一般廃棄物を対象とします。

一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none">日常生活に伴って各家庭から排出される<u>生活系ごみ</u>事業活動に伴って事業所等から排出される<u>事業系ごみ</u>
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none">各家庭等から排出される<u>し尿及び浄化槽汚泥</u> ※ 浄化槽汚泥には、農業集落排水事業分を含む事業活動に伴って生ずる廃棄物で法律に定めがあるもの



4. 一般廃棄物処理計画の構成

一般廃棄物処理計画は、①長期的視点に立った本町の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）、②基本計画に基づき年度ごとに、一般廃棄物の排出抑制、減量化・再生利用の推進、収集、運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。また、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されています。

5. 基本的な考え方

現在の廃棄物処理においては、廃棄物の量的な増大や質的な多様化に伴う深刻な問題が多く、環境への負荷を低減させることが求められています。これは、「大量生産・大量消費・大量廃棄」を基調とした近年の経済活動やライフスタイルが背景となっています。このような諸問題を解決し環境負荷を低減するためには、循環型社会や脱炭素社会への転換が必要不可欠です。

また、人口減少傾向にある本町の状況を正確に分析し、町民や事業者ニーズの変化を的確に把握し、町民・事業者・町の緊密な連携による取組みが一層重要となっています。

一方、生活排水処理に関しても、水環境保全の観点から下水道整備や浄化槽設置を推進していますが、近年における生活様式等の変化に伴い、し尿や生活雑排水等の生活排水も質的、量的に変化していることから、これらに応じた生活排水の適正な処理が不可欠となっています。

本町の豊かな環境を次の世代に引き継いでいくために、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直し、更なる資源循環の取組みを進めるなど、自然環境や地球環境に配慮した、真に持続可能な社会づくりを進めなければなりません。このような考えを基に、廃棄物の排出抑制等による減量と適正処理を、確実に実践していく必要があります。

6. 計画対象地域

本計画の対象地域は、会津美里町全域とします。

7. 計画目標年度

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年間とし、最終年度の令和17年度を目標年度とします。

なお、本計画は上位計画、関連計画等との整合性を図りながら概ね5年ごと、または諸条件に大きな変動があった場合はその都度見直すものとします。

第2章 町の概況

1. 人口の推移

本町の住民基本台帳による人口（以下「住基人口」という。）は、少子高齢化による減少傾向にあり、平成 27 年度から 3,337 人減少し、令和 6 年 10 月 1 日現在の人口は 18,199 人となっています。世帯数は横ばいですが、65 歳以上の高齢化率は 8.16% 増加し 41.96% となっています。

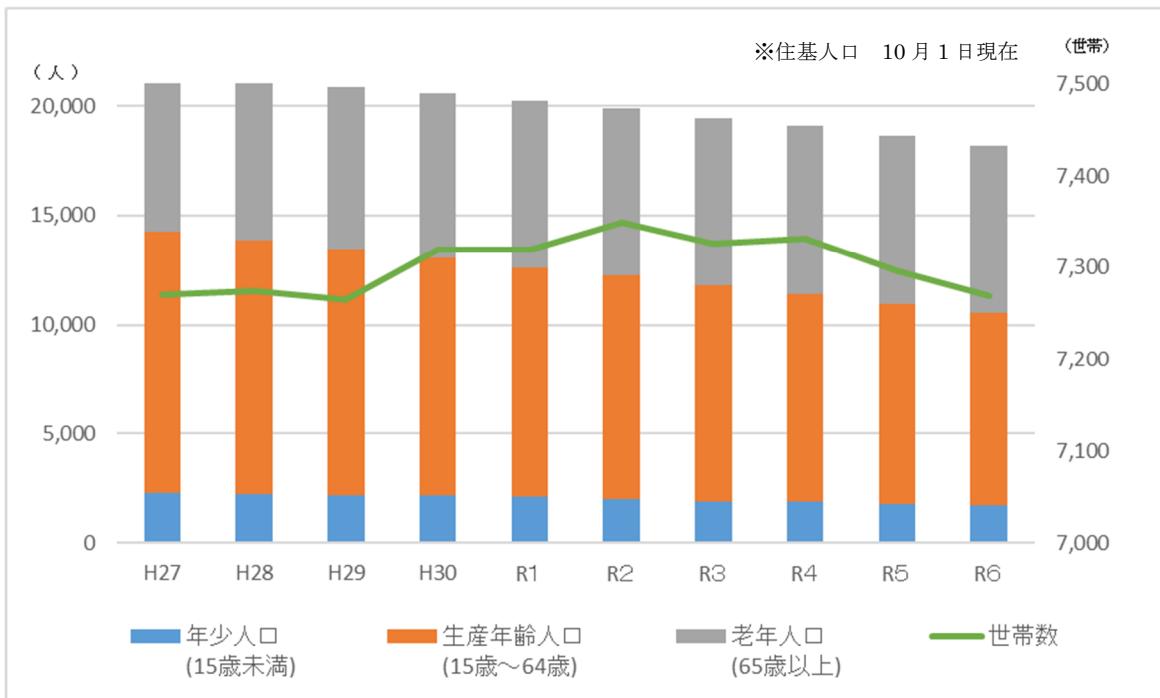


図 1-2-1 人口の推移

		※住基人口 10月1日現在									
		H27	H28	H29	H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
人 口 (人)	年少人口 (15歳未満)	2,284	2,226	2,203	2,190	2,102	2,025	1,906	1,866	1,778	1,709
	生産年齢人口 (15歳～64歳)	11,972	11,597	11,232	10,867	10,513	10,209	9,890	9,550	9,193	8,853
	老人人口 (65歳以上)	7,280	7,370	7,432	7,531	7,602	7,644	7,639	7,657	7,639	7,637
	合計	21,536	21,193	20,867	20,588	20,217	19,878	19,435	19,073	18,610	18,199
高齢化率		33.80%	34.77%	35.61%	36.57%	37.60%	38.45%	39.30%	40.14%	41.04%	41.96%
世帯数		7,271	7,275	7,266	7,319	7,320	7,350	7,326	7,332	7,297	7,269

表 1-2-1 人口の推移

2. 産業の動向

本町の産業構造は、第3次産業の割合が増加し、第1次産業及び第2次産業の割合が減少する傾向にあり、農家離れが顕著になっています。

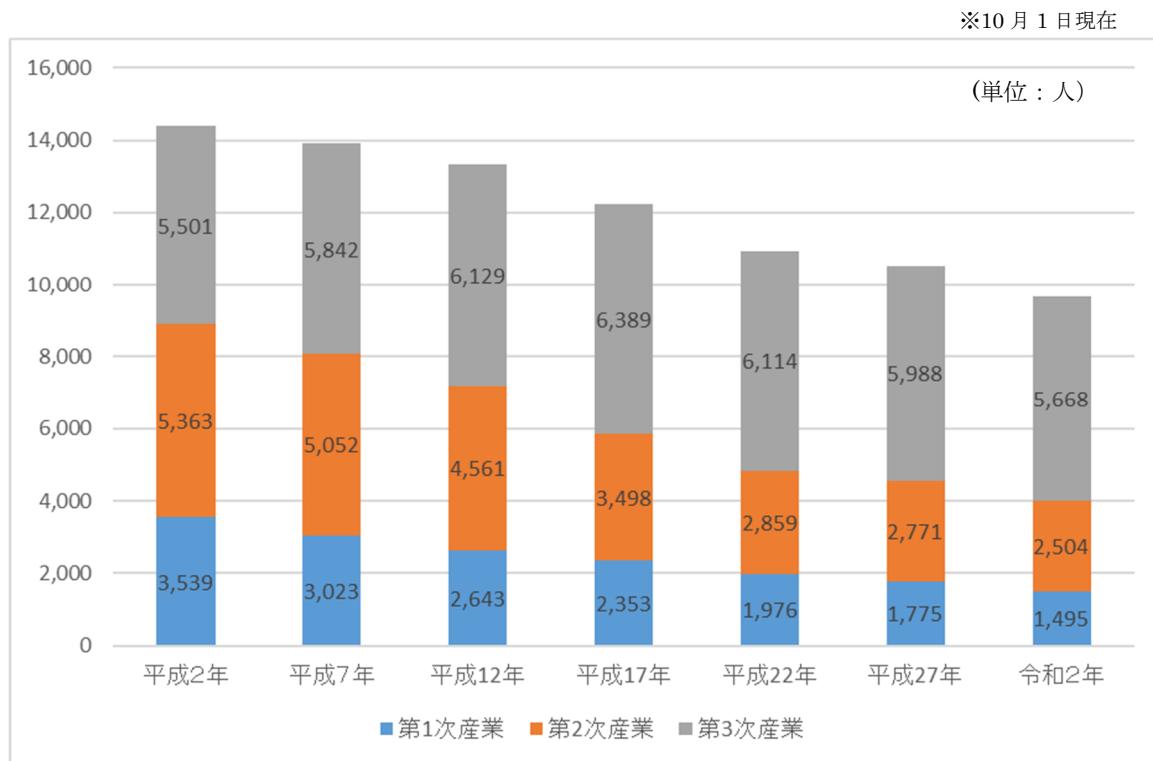


図 1-2-2 産業別人口の推移

※国勢調査

(単位：人)

年	第1次 ※1	第2次 ※2	第3次 ※3
平成2年	3,539	5,363	5,501
平成7年	3,023	5,052	5,842
平成12年	2,643	4,561	6,129
平成17年	2,353	3,498	6,389
平成22年	1,976	2,859	6,114
平成27年	1,775	2,771	5,988
令和2年	1,459	2,504	5,668

※事業所企業統計 経済センサス

年	事業所数 (事業所)	従業員数 (人)
平成13年	1,130	6,866
平成18年	1,000	6,104
平成21年	984	5,921
平成24年	850	4,999
平成28年	788	5,112
令和3年	683	4,828

※1 第1次産業：農業・林業・漁業

※2 第2次産業：鉱業・建設業・製造業

※3 第3次産業：電気・ガス・水道業・運輸・卸売・小売・金融・不動産業・サービス業・公務等

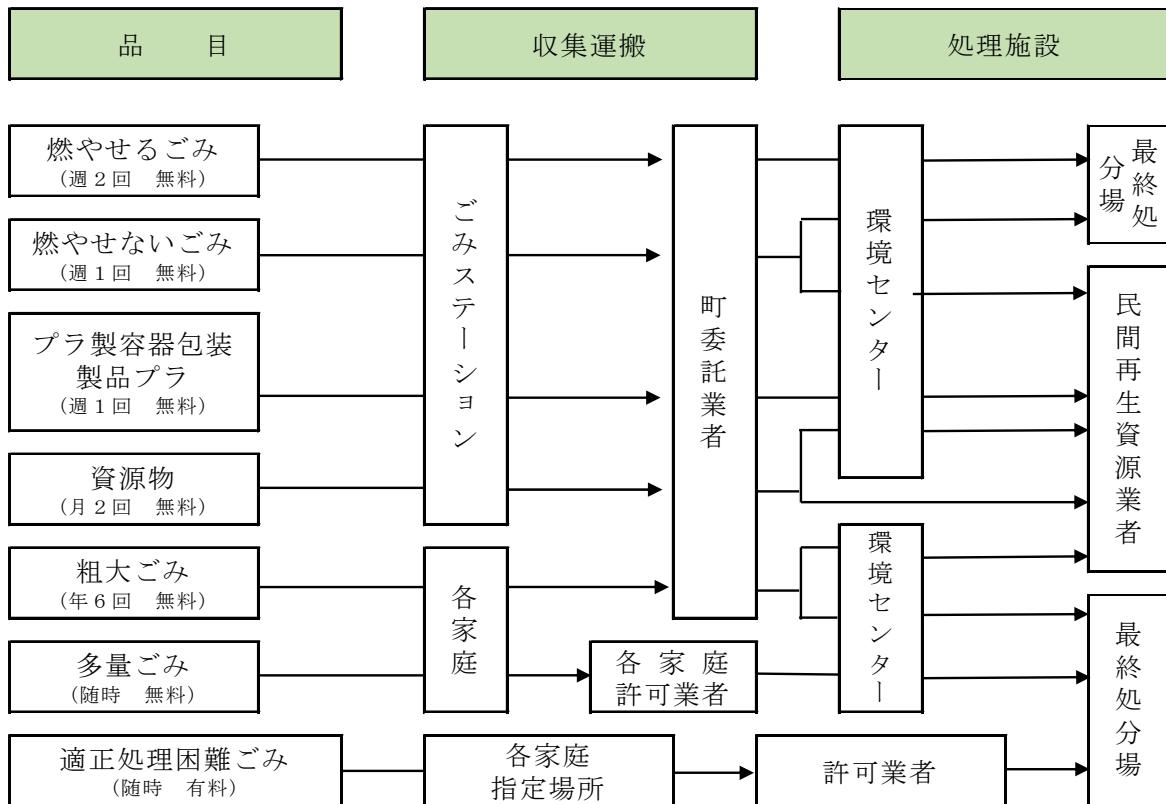
表 1-2-2 産業別人口の推移

第2部 ごみ処理基本計画

第1章 ごみ処理の現状

1. ごみの収集等形態

「生活系ごみ（家庭から排出されるごみ）」



※環境センター：会津若松地方広域市町村圏整備組合が運営する一般廃棄物処理施設

「事業系ごみ（事業所から排出されるごみ）」

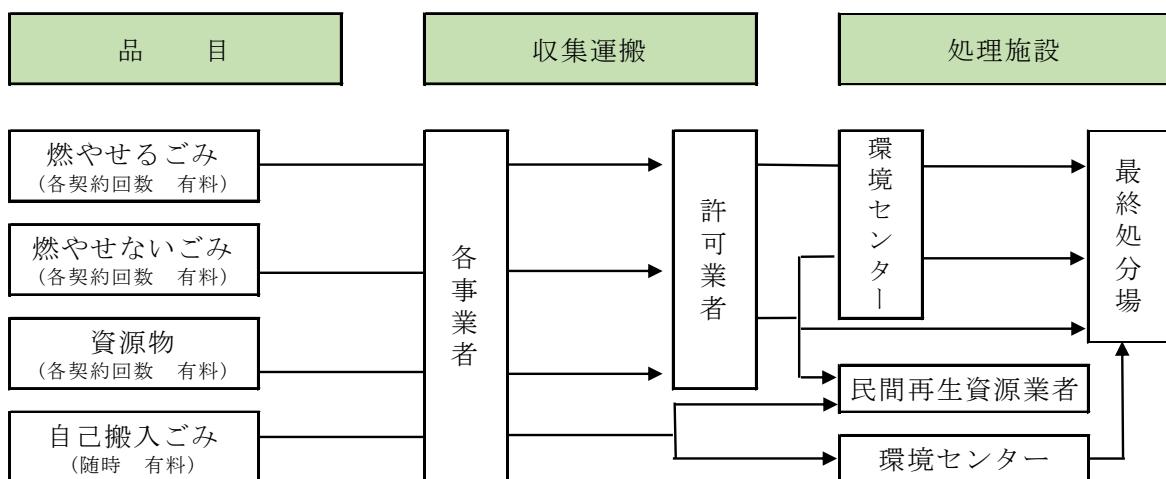


図 2-1-1 ごみの排出方法と収集方法

2. ごみの処分体制

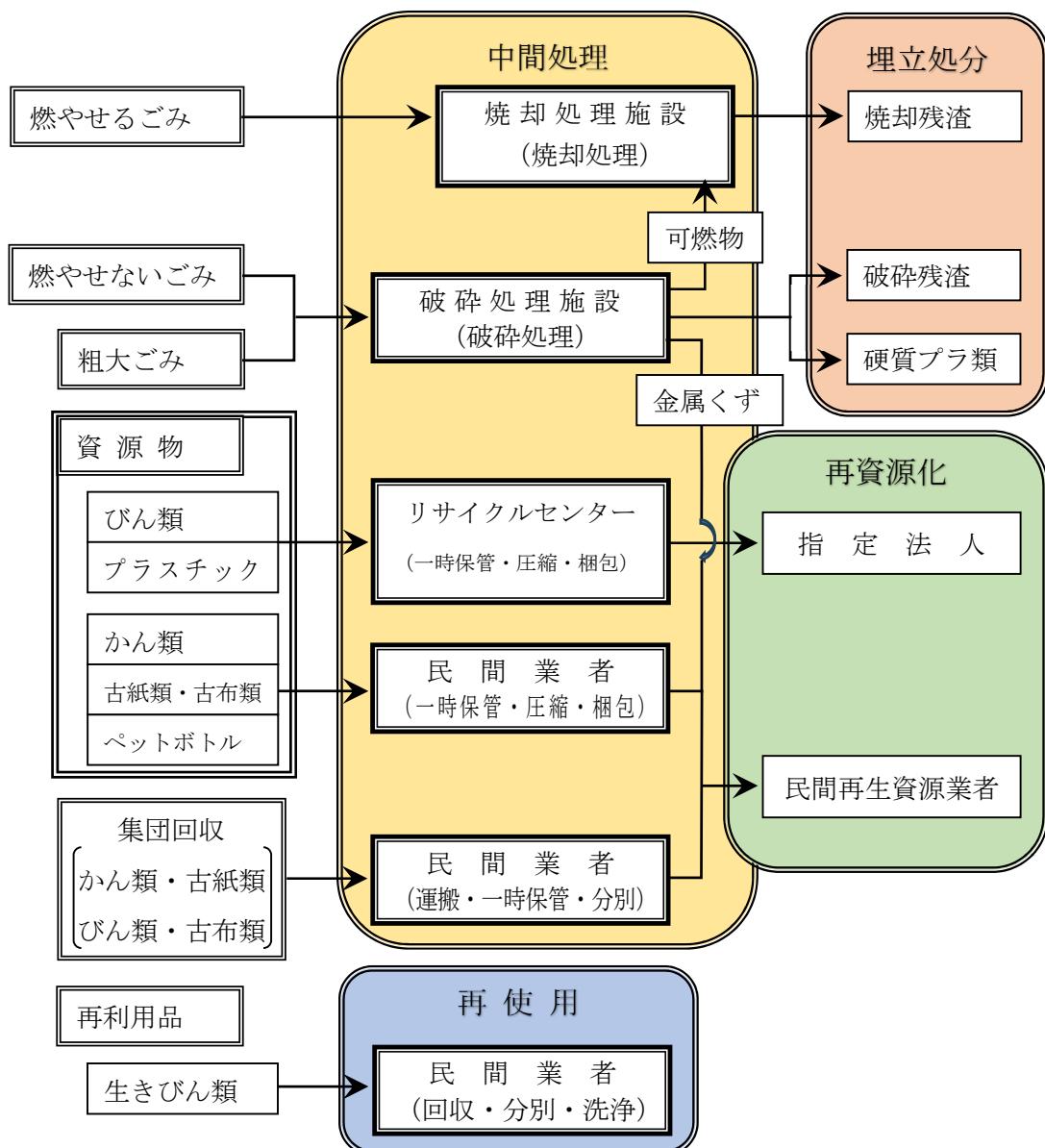


図 2-1-2 ごみの処分体制のフロー

3. ごみの総排出量

本町から排出される生活系ごみは、月曜日から金曜日まで、燃やせるごみを週2回、燃やせないごみ及びプラ製容器包装・製品プラスチックを週1回、資源物を2週間に1回、ごみステーションから収集するステーション方式で収集しています。

このほか、粗大ごみは年6回の申し込みによる戸別収集、一時に大量に発生するごみを環境センターへ直接持ち込む多量ごみや、PTA等による資源物の集団回収などがあります。

また、事業者から排出される事業系ごみは、収集運搬許可業者による収集を基本としています。

ごみの総排出量は、令和5年度で6,233tであり、令和元年度より1,020t(14.1%)減少しています。

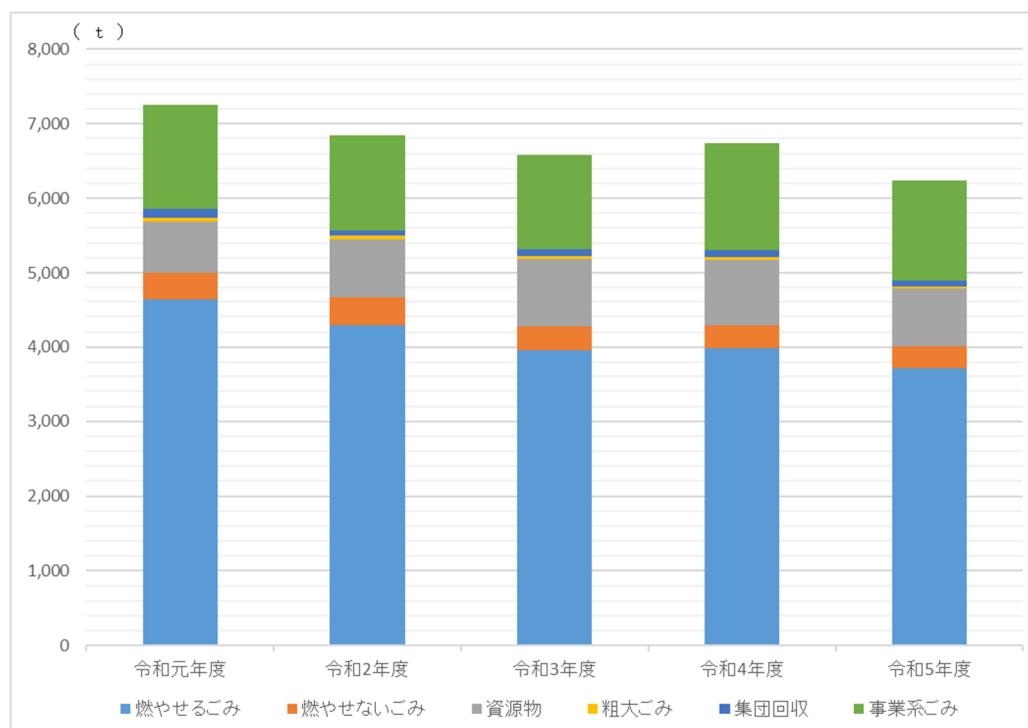


図2-1-3 ごみの総排出量の推移

(単位:t/年)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
燃やせるごみ	4,626	4,281	3,958	3,982	3,717
燃やせないごみ	378	374	319	302	295
資源物	679	788	905	881	774
粗大ごみ	49	53	44	41	32
生活系ごみ小計	5,732	5,496	5,226	5,206	4,818
集団回収	121	71	91	94	70
事業系ごみ	1,400	1,275	1,263	1,442	1,345
合計	7,253	6,842	6,580	6,742	6,233

表2-1-3 ごみの総排出量の推移

①燃やせるごみ

令和4年度に一時的に増加しましたが減少傾向を示し、令和5年度は令和元年度と比較して19.6%減の3,717tとなっています。

②燃やせないごみ

令和5年度は、令和元年度と比較して22.0%減の295tとなっています。

③資源物

令和2年10月から開始した選別収集により、令和5年度は、令和元年度と比較して14.0%増の774tとなっていますが、近年は減少傾向を示しています。

④粗大ごみ

減少傾向を示し、令和5年度は令和元年度と比較して34.7%減の32tとなっています。

⑤集団回収

令和5年度は、令和元年度と比較して42.1%減の70tとなっています。

⑥事業系ごみ

令和5年度は、令和元年度と比較して3.9%減の1,345tとなっています。

4. ごみ処理に係る経費等の推移

本町の生活系ごみは、迅速かつ適正に収集するために町から一般廃棄物収集業者へ業務委託しています。収集業者により収集されたものは、主に会津若松地方広域市町村圏整備組合（以下「広域圏」という。）が運営する環境センターで処理が行われています。

広域圏の負担金は、施設建設に要する費用と施設維持及びごみ処理（し尿処理費含む）に要する費用総額から、事業系ごみの処理手数料等の諸収入を差し引いた金額を、毎年度広域圏構成10市町村が負担しています。

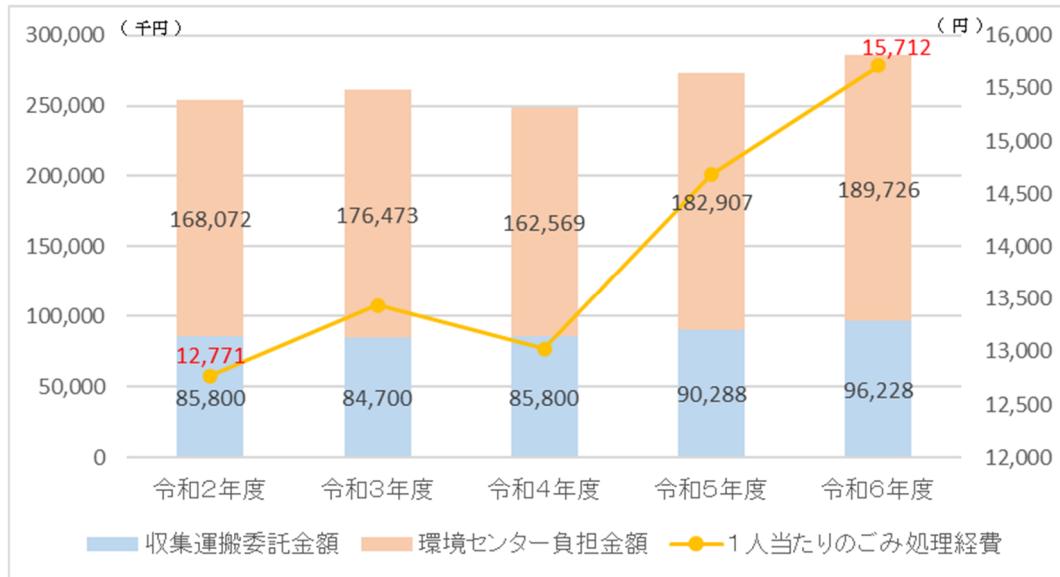


図 2-1-4 ゴミ処理に係る経費の推移

令和6年度のごみ処理経費は約2.9億円であり、1人当たりのごみ処理経費は15,712円で、令和2年度より23.0%増加しています。

今後、ごみ処理施設の整備や人口減少に伴い、1人当たりの負担額は増加すると予想されます。

5. ゴミ処理に係る収入等の推移

本町では、回収した資源物のうち、ダンボール、新聞紙、雑誌、紙製容器包装、布、かん類を民間業者へ売り渡し、その収入をごみ処理に係る経費へ充当しています。

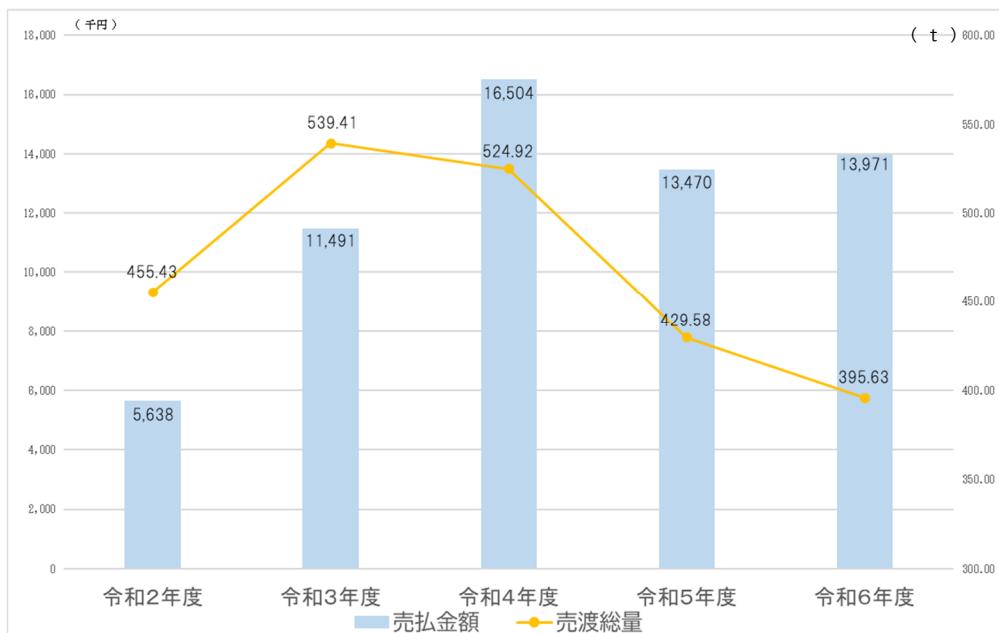


図 2-1-5 収入額と売渡量の推移

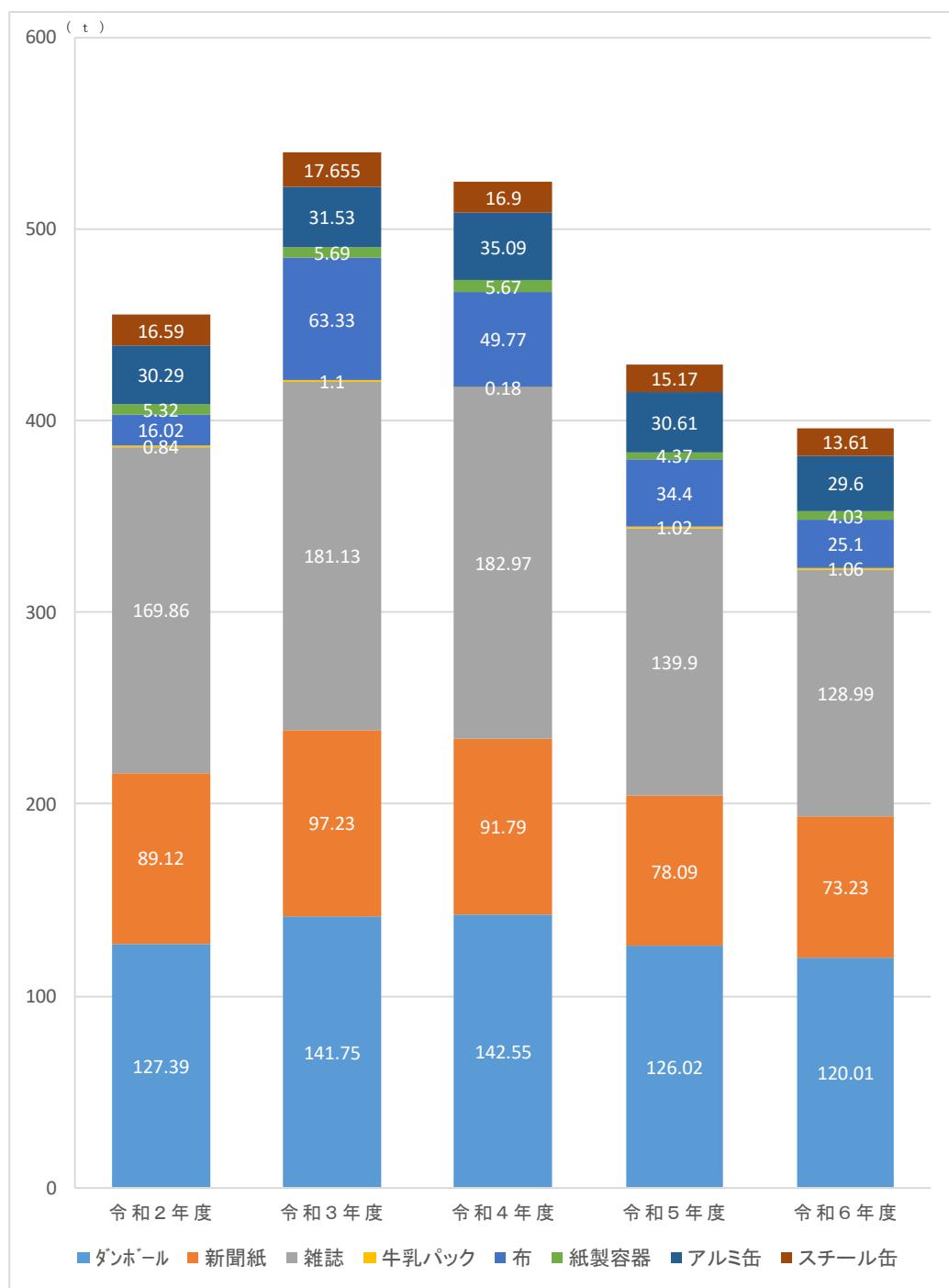


図 2-1-5 品目別売渡量の推移

第2章 前計画の総括及び本計画策定に係る課題

1. 前計画の総括

本町では、平成28年3月に「会津美里町第3次総合計画」を策定し、まちづくりの将来像として「まるごといいね！会津美里」の実現にむけ、政策の1つとして「自然に配慮した環境づくり」に取り組んできました。

この計画に基づき、ごみの排出抑制や再使用、再生利用への啓発等の取り組みを進めてきました。

しかしながら、前計画における「1人1日当たりのごみ排出量」「リサイクル率」の数値目標を達成することは難しい状況となっています。

「前計画における数値目標」

区分	平成30年度 (基準年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人1日当たり のごみ排出量 (g／人・日)	1, 040	958	927	897
リサイクル率 (%)	11.5	12.2	12.8	13.6

表2-2-1 前計画の目標値

「前計画期間中における実績」

区分	平成30年度 (基準年度)	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1人1日当たり のごみ排出量 (g／人・日)	1, 040	971	1, 014	960
リサイクル率 (%)	11.5	15.1	14.5	13.5

表2-2-1 前計画の実績値

前計画では、平成30年度の実績を基準として1人1日当たりのごみ排出量数値目標を設定しましたが、1人1日当たりのごみ排出量は令和5年度において平成30年度の1,040g／人・日より80g／人・日減少したものの目標値には届きませんでした。

減量が進まなかった要因としては、コロナ禍における外出自粛により、外出先での飲食の機会等が減少し、自宅での消費活動が活発になったことで、弁当等のプラ製容器包装及び調理くずや食べ残しといった生ごみの排出量の増加や、近年の空家の増加に伴う家財等の処分によって発生する多量のごみの増加が原因と考えられます。

リサイクル率についても、平成30年度の11.5%から2.0%増加したものの、目標値には届きませんでした。近年のリサイクル率の低下は、資源物を生活圏における店頭回収やリサイクルボックスの利用など、自治体を経由しない方法での回収が普及していることが要因のひとつと考えられます。

2. 本計画策定に係る課題

前計画期間の実績は数値目標を下回る結果となり、その原因や要因を抽出し、本計画の策定に生かし成果を達成する活動につなげていきます。

循環型社会のキーワードである「4R」（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）は、多くの町民・事業者に認知されていますが、日常的に行うことができる具体的な行動などについては、より一層の浸透が必要であり、容易に実践できることや、より良い環境づくりにつながることを意識して取り組むことが重要です。

また、新たなライフスタイルである店頭回収やリサイクルボックスの利用はリサイクル率には表れませんが、再資源化することが重要ですので、店頭回収等についても啓発を行う必要があります。

今後、私たち一人ひとりが食材の使いきりや廃棄時の水きりの徹底など、身近な取組みから始め、ライフスタイルの見直しを誘発する仕組みづくりも必要です。

事業所を対象とした、事業系ごみの適切な分別や処分についての現地指導は、対象が多く全ての事業所に目が届きにくい現状であることから、商工会等の関係機関と連携しつつ、分別の徹底と事業所の意識改革を継続して実施していく必要があります。

第3章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理基本計画

(1) ごみ処理基本計画

ごみ処理基本計画は、本町における一般廃棄物処理に係る長期的視点に立った基本方針を明確にするものであり、その策定に当たっては、廃棄物処理をめぐる今後の社会・経済情勢、一般廃棄物の発生の見込み、地域の開発計画、町民の要望などを踏まえた上で、一般廃棄物処理施設や体制の整備、財源の確保等について十分検討するとともに、それを実現するための現実的かつ具体的な施策を総合的に検討します。

(2) ごみ処理実施計画

ごみ処理実施計画は、ごみ処理基本計画に基づき年度ごとに策定するものであり、一般廃棄物の排出の状況、支援制度、ごみの種類及び分別の区分、処理主体、収集・運搬計画、中間処理計画及び最終処分計画等を明確にすることとし、町はこれに基づき収集、運搬及び処分を行います。

(3) 対象となる廃棄物

ごみ処理基本計画では、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う町がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画であり、町が自ら処理、あるいは町以外の者に委託して処理する一般廃棄物のみならず、廃棄物処理法第6条の2第5項に規定する多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物や市町村以外の者が処理する一般廃棄物等も含め、本町で発生するすべての一般廃棄物を対象とします。

2. ごみ処理基本計画の基本方針

(1) 会津美里町総合計画が目指すまちの将来像

「もっとつながる ほっと安らぐ ずっと住みたい 美しきふる里 会津美里町 ～地域のサステナビリティと住民のウェルビーイングで10年後「選ばれる町」へ～」

(2) 基本方針

ごみ処理基本計画では、上位計画である「会津美里町総合計画」に掲げるまちの将来像を踏まえ、一人ひとりが限りある資源の大切さを認識し、資源を循環的に利活用する環境にやさしいライフスタイルの普及により、ごみの排出抑制と循環型社会の実現を図ります。それにより、良好な生活環境を維持し、誰もが「ずっと住みたい」と感じられる持続可能なまちづくりを目指します。

3. 実現したい数値目標

本計画では「循環型社会」に対応する主な目標として、「町民1人1日当たりの生活系一般廃棄物（資源物を除く）の排出量」、「事業系一般廃棄物の総量」の2つを目標に掲げ、この目標達成に向けごみ減量への取組みを行います。

この数値目標は、中間目標年度を令和12年度、最終目標年度を令和17年度とし、それぞれ設定します。

なお、前計画では1人1日当たりのごみ排出量を算定する場合に使用する人口は「現住人口」を使用していましたが、本計画から環境省が採用する計算式に準じ、「住基人口」を使用することとします。

区分	令和5年度 (実績値)	令和12年度 (中間目標年度)	令和17年度 (最終目標年度)
1人1日当たりの生活系一般廃棄物（資源物を除く）の排出量（g／人・日）	595	516	478
事業系一般廃棄物の総量（t／年）	1, 345	1, 120	1, 076

表2-3-3 本計画の目標値

この数値目標は、人口の減少傾向も考慮しつつ、本計画期間の10年間で1人1日当たり117g／人・日、事業系一般廃棄物の総量269t／年の削減を目指します。

4. ごみの発生量及び処理量の見込み

ごみの発生量を予測するにあたり、処理主体、処理方法等を勘案した区分ごとに定めます。また予測する際には、今後的人口の推移や世帯数、高齢化率など、地域の実状を推計し、その傾向を勘案して処理量を見込むものとします。

①今後の人囗の推移予測

※会津美里町第3期人口ビジョン

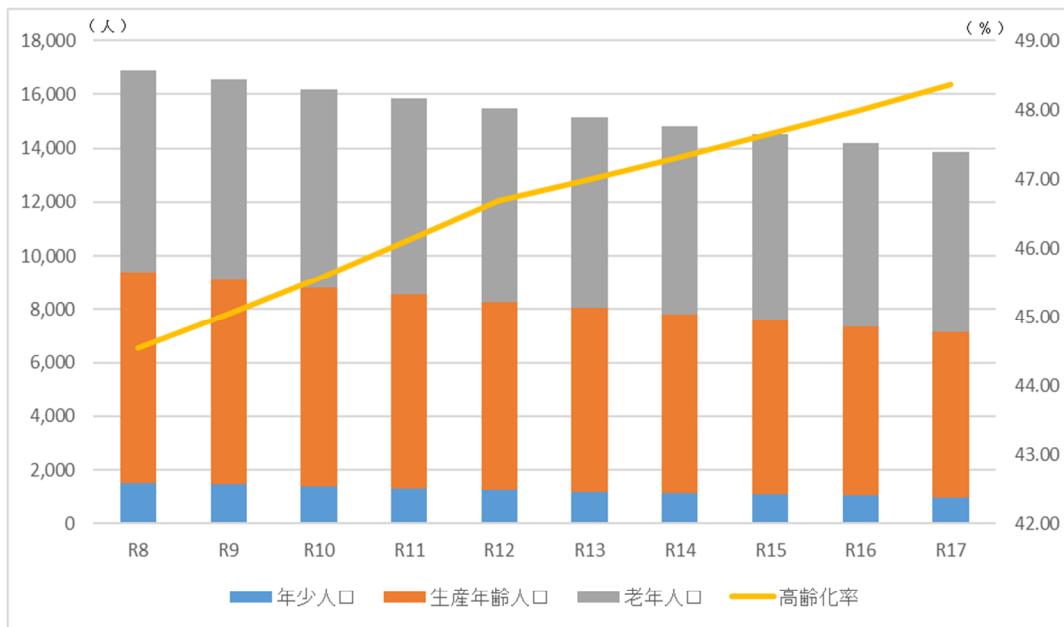


図 2-3-4 将来人口の推移

※会津美里町第3期人口ビジョン

		令和8年	令和9年	令和10年	令和11年	令和12年	令和13年	令和14年	令和15年	令和16年	令和17年度
人口 (人)	年少人口 (15歳未満)	1,511	1,443	1,376	1,308	1,241	1,190	1,138	1,087	1,035	984
	生産年齢人口 (15歳～64歳)	7,863	7,651	7,439	7,226	7,014	6,844	6,674	6,504	6,334	6,164
	老年人口 (65歳以上)	7,529	7,454	7,380	7,305	7,231	7,124	7,017	6,911	6,804	6,698
	合計	16,903	16,548	16,195	15,839	15,486	15,158	14,829	14,502	14,173	13,846
高齢化率		44.54%	45.04%	45.56%	46.12%	46.69%	46.99%	47.31%	47.65%	48.00%	48.37%
住基人口 (人)		17,770	17,415	17,062	16,706	16,353	16,025	15,696	15,369	15,040	14,713

※住基人口の推移は、会津美里町第3期人口ビジョンの減少人数を基に算出

表 2-3-4 将来人口の推移

②対策を講じなかった場合のごみの量の推移予測

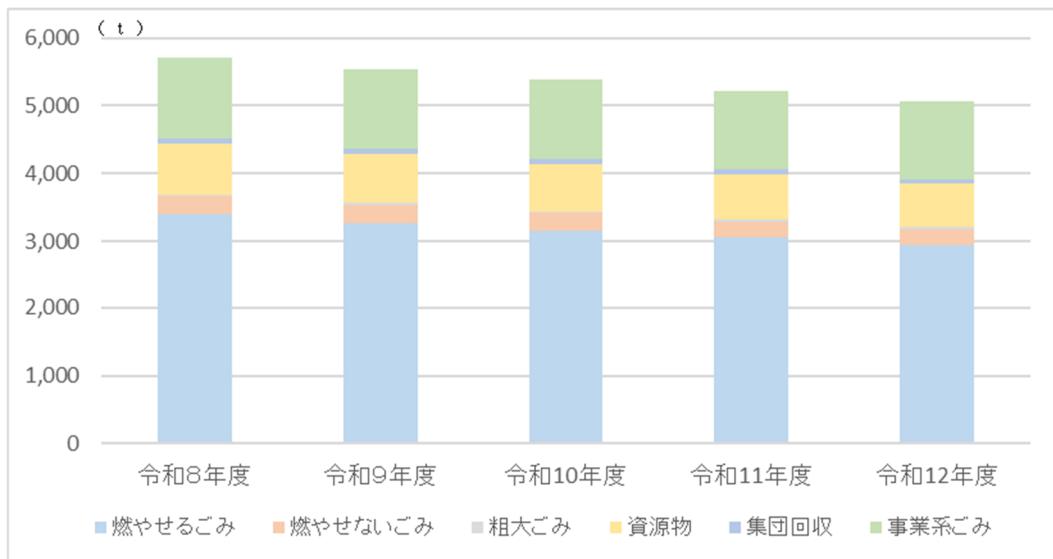


図 2-3-4 対策を講じなかった場合のごみの量の推移予測

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
燃やせるごみ	3,389 t	3,273 t	3,160 t	3,048 t	2,939 t
燃やせないごみ	266 t	257 t	249 t	240 t	231 t
粗大ごみ	35 t	34 t	33 t	32 t	30 t
資源物	748 t	723 t	698 t	673 t	649 t
生活系ごみ小計	4,438 t	4,287 t	4,140 t	3,993 t	3,849 t
集団回収	74 t	72 t	69 t	67 t	64 t
事業系ごみ	1,190 t	1,181 t	1,172 t	1,163 t	1,154 t
合 計	5,702 t	5,540 t	5,381 t	5,223 t	5,067 t

表 2-3-4 対策を講じなかった場合のごみの量の推移予測

③対策を講じた場合のごみの量の推移予測

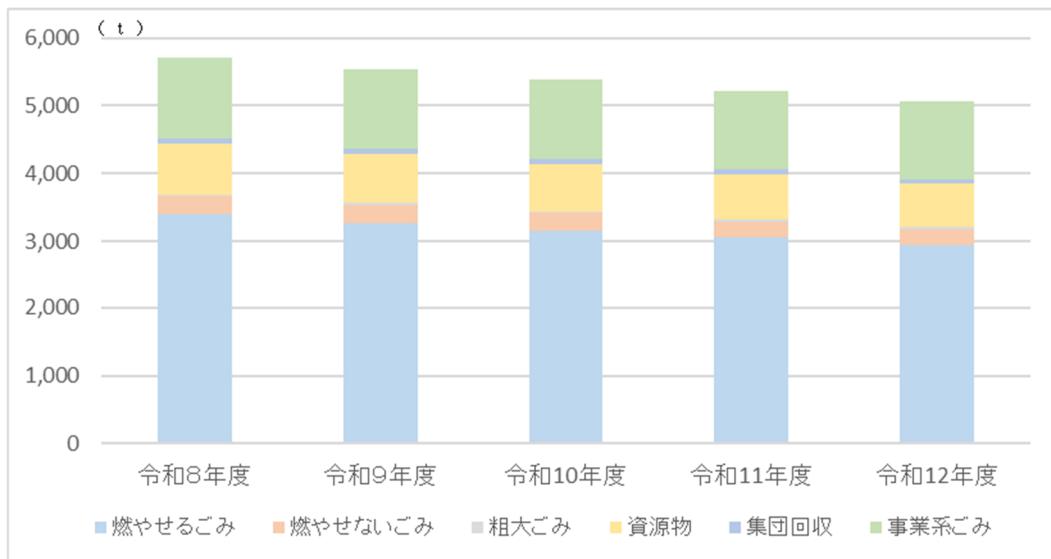


図 2-3-4 対策を講じた場合のごみの量の推移予測

	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
燃やせるごみ	3,362 t	3,219 t	3,084 t	2,954 t	2,830 t
燃やせないごみ	264 t	253 t	243 t	232 t	223 t
粗大ごみ	35 t	33 t	32 t	31 t	29 t
資源物	741 t	710 t	680 t	652 t	624 t
生活系ごみ小計	4,402 t	4,215 t	4,039 t	3,869 t	3,706 t
集団回収	74 t	70 t	68 t	65 t	62 t
事業系ごみ	1,183 t	1,167 t	1,151 t	1,135 t	1,120 t
合 計	5,659 t	5,452 t	5,258 t	5,069 t	4,888 t

表 2-3-4 対策を講じた場合のごみの量の推移予測

5. 数値目標の設定方法

(1) 1人1日当たりの生活系一般廃棄物（資源物を除く）の排出量

令和17年度までに、令和5年度実績から117g／人・日の削減目標とし、令和12年度を516g／人・日、令和17年度を478g／人・日と設定します。

	令和5年度 (実績値)	令和12年度 (中間目標年度)	令和17年度 (最終目標年度)
1人1日当たりの生活系一般廃棄物（資源物を除く）の排出量(g／人・日)	595	516	478

【算出方法】 生活系ごみ（可燃+不燃+粗大）÷住基人口÷365日×1,000,000

表 2-3-5 生活系ごみ減量化の数値目標

(2) 事業系一般廃棄物の総量

令和 17 年度までに、令和 5 年度実績から 269 t／年の削減目標とし、令和 12 年度を 1,120 t／年、令和 17 年度を 1,076 t／年とします。

	令和 5 年度 (実績値)	令和 12 年度 (中間目標年度)	令和 17 年度 (最終目標年度)
事業系一般廃棄物の総量 (t／年)	1, 345	1, 120	1, 076

表 2-3-5 事業系ごみ減量化の数値目標

○ごみ減量及びリサイクルの概念

本計画におけるごみ減量化のイメージは次のとおりです。

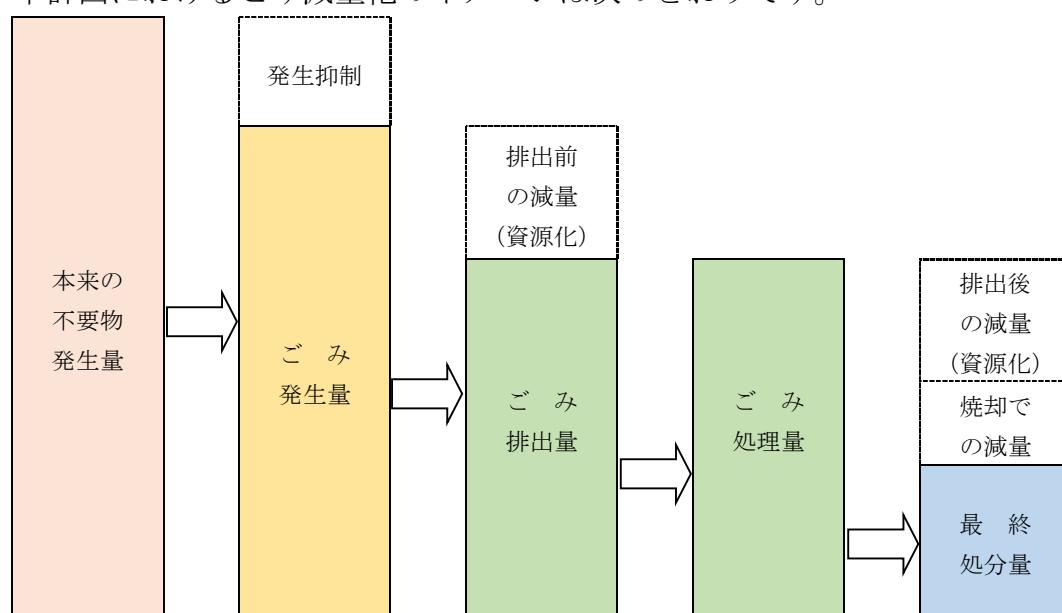


図 2-3-5 ごみ減量化のイメージ

○本来の不要物発生量

家庭や事業所から発生する不要物で、発生抑制策を講じる前の量

○ごみ発生量

不要物発生量から、使用を控えたり他者に譲り渡したりすることで発生抑制された量を引いたもの

○ごみ排出量

ごみ発生量から、集団回収など町が関与しない排出前の減量がなされた量を引いたもので、町が収集（直接搬入を含む）を行うもの

○ごみ処理量

町が収集後に中間処理を行うもの（ごみ排出量と等しい）

○最終処分量

有価物の抽出や焼却などの中間処理を行った後、最終処分場に埋め立てる焼却残渣や不燃残渣

第4章 ごみ排出抑制の方策

1. 町民・事業者・町の協働

限りある資源の有効な活用とごみの減量化を図るため、町民・事業者・町それぞれの役割を分担し、協働していくことが必要です。

(1) 町民の役割

ごみの減量化やリサイクルの推進には、主役である町民の消費者としての行動が事業者や行政の行動を方向づける大きな力となることを認識することが重要です。

そのためには、生活のあらゆる面で工夫を重ね、ごみの減量化に取り組んでいかなければなりません。ごみになるものは、使わない、求めないなどのライフスタイルを確立することが必要であり、再資源化を促進するため、ごみを分別出し、販売店への返却や集団回収に積極的に参加するとともに、町が実施する施策に協力することが必要です。

〔町民が実施すべき事項〕

- ①使い捨て製品や容器の安易な使用を自粛する。
- ②使用期間の長い製品、リサイクル可能な製品・容器、再生品、環境にやさしい製品の購入及び使用に努める。
- ③物を大切に使い、修理、再生に努める。
- ④買い物には、マイバックを持参することを心がけ、レジ袋を受け取らないよう努める。
- ⑤不用品等はリユースし、再使用に努める。
- ⑥回収ルートのあるものは、排出せずに活用する。
- ⑦地域における古紙等の資源物集団回収へ積極的に参加、協力する。
- ⑧生活環境に支障がない範囲で、生ごみの堆肥化等自ら処理する。
- ⑨分別収集等町が実施する排出抑制・再資源化の施策に協力する。

(2) 事業者の役割

事業者は、自らの事業活動によって発生するごみ及び地球環境等への影響を考慮し取り組むことが必要です。

そのためには、事業活動に伴って発生するごみは、自らの責任において適正に処理・処分をし、また、使い捨ての製品・容器の製造・販売自粛や過剰包装の抑制等ごみの発生量の抑制に取り組んでいかなければなりません。

さらに再資源化可能な製品の開発、原材料の利用、回収体制の整備を図るなど、再資源化に取り組んでいくことが重要です。

[事業者が共通で実施すべき事項]

- ①事業活動に伴って生じるごみは、発生抑制、再資源化を図ったうえで自らの責任において適正に処理、または処分する。
- ②多量のごみを発生する事業者は、発生抑制、再資源化計画を定め、その計画に基づき実行する。
- ③従業員のごみ発生抑制・再資源化に対する意識の高揚を図る。
- ④過剰包装・トレイ製品の使用を自粛する。
- ⑤事業者も地域の一員として、あるいは事業者同士が連携して、地域の資源物集団回収等へ積極的に参加、協力する。
- ⑥ダンボール、紙類が多量に発生する事業者は、リサイクルボックスを設置するなど、資源回収の促進に努める。
- ⑦生産・流通事業者は、再資源化を促進するため、再生資源業者を積極的に活用する。
- ⑧事業活動によって生じるごみの再生利用等を積極的に行い、ごみ減量化に努める。
- ⑨ごみの減量化や適正処理について、町の施策に協力する。
- ⑩容器の利用事業者及び製造事業者は、再商品化に努める。

[生産事業者が実施すべき事項]

- ①使い捨て製品の製造を自粛し、再生利用が可能な製品へ転換する。
- ②使用期間の長い製品、再資源化可能な製品、再生品、環境に優しい製品を製造し、また、製品の修理体制を充実し再利用がスムーズにできるよう配慮する。
- ③古紙・鉄・アルミ等のリサイクル原料を積極的に利用する。
- ④材質を表示するなど、消費者が分別しやすい製品を製造する。
- ⑤ごみになったとき、処理、処分しやすい製品を製造する。
- ⑥物の製造、加工等に際して、その生産物が廃棄物として排出されたときに処理が困難とならない製品の開発に努める。

[流通事業者が実施すべき事項]

- ①使い捨て製品や容器の販売を自粛する。
- ②使用期間の長い製品、再資源化可能な製品、再生品、環境に優しい製品を販売するよう努め、ごみになったとき、処分、処理しやすい製品を販売するよう配慮する。
- ③事業者ごとに自主的な包装基準を設け、簡易包装を徹底する。
- ④牛乳パック、ペットボトル等再資源化可能な包装材、容器等を回収する。
- ⑤事業者としての取組を適切に情報発信し、消費者の理解の促進に努める。

[大規模開発等に関わる事業者が実施すべき事項]

大規模開発事業者が開発をしようとする場合には、町民のごみ排出基準に従った分別排出及び資源物の資源化を図るよう協力を求めます。

- ①大規模住宅開発の事業者に対して、開発段階から分別収集、ごみの発生抑制、再資源化等円滑な実施方策の確立を図るよう周知する。
- ②工業団地等における多量にごみが発生する事業所は、一般廃棄物の減量に関する計画を策定し、ごみの自己責任による処理を積極的に取り組む。

(3) 町の役割

町は、町民・事業者の排出抑制、再資源化の実践が円滑に推進できるよう施策を講じていきます。これには、町民・事業者の協力を得るために普及、啓発活動を強化するとともに、町民、集団回収団体、事業者、資源物回収事業者の支援を行っていくことが必要です。

さらには分別収集の充実や処理、処分段階での再資源化の促進を図るとともに、自らも庁舎や公共施設内において、町民・事業者の模範となるような発生抑制・再資源化に取り組みます。

[町が自ら実施すべき事項]

- ①関係課・関係団体・関係行政機関との調整及び連携を深め、ごみの排出抑制・再資源化体制を強化する。また、職員の研修機会を設け、行政の一貫した姿勢を定着する。
- ②自ら率先して再生品を使用するとともに、再生品の利用を町民・事業者へ啓発する。
- ③自ら使い捨て製品の利用を自粛する。

2. 町の減量施策

ごみを減量するため、次に示す3つの柱をもとに施策を推進します。

施策 1 廃棄物排出抑制の推進

1-1 4R運動の推進

1-2 生ごみ減量の促進

1-3 食品ロス・食品廃棄物の削減

1-4 不法投棄の抑制

施策 2 普及啓発の充実

2-1 情報発信の充実

2-2 ごみカレンダー等の配布

2-3 環境学習の推進

2-4 若年層への意識啓発

施策 3 再資源化の推進

3-1 生活系古紙類の分別化

3-2 事業系一般廃棄物の減量・資源化

3-3 使用済み小型家電のリサイクル促進

施策 1 廃棄物排出抑制の推進

◎は重点的に行う取り組み

1－1 4R運動の推進

【取組内容】

廃棄物等の発生抑制、循環資源の循環的な利用及び適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築に向けて、Refuse（リフューズ：ごみになるものを断る）、Reduce（リデュース：ごみを発生させない）、Reuse（リユース：ものを繰り返し使う）、Recycle（リサイクル：資源として再生利用する）の4R運動に取り組みます。

【主な取組】

- マイバック運動の推奨
- ◎こども衣類、スポーツ用品、絵本のリユースの推奨
- リサイクル品の利用促進
- 過剰包装の辞退

1－2 生ごみ減量の促進

【取組内容】

燃やせるごみの多くの割合を占める生ごみについて、発生の抑制と再生利用の推進により、減量に取り組みます。

【主な取組】

- ◎3きりの推進（使いきり・食べきり・水きり）
- ◎生ごみ処理機等購入費の補助

1－3 食品ロス・食品廃棄物の削減

【取組内容】

発生の抑制と再利用の推進により、食品ロスの削減に取り組みます。

【主な取組】

- フードドライブイベントの開催

1－4 不法投棄の抑制

【取組内容】

不法投棄監視員によるパトロール等により、町内外から持ち込まれる不法投棄の抑制に取り組みます。

【主な取組】

- ◎不法投棄監視員によるパトロール
- 監視カメラの設置

施策2 普及啓発の充実

2-1 情報発信の充実

【取組内容】

ごみ処理の現状や課題、施策の実施状況等について、町広報紙や啓発チラシ、ホームページやイベント等、多様な媒体や機会を通じて周知啓発を図ります。

【主な取組】

- 町広報紙での情報発信
- 町ホームページでの情報発信
- リサイクルイベント等での情報発信

2-2 ごみカレンダー等の配布

【取組内容】

ごみ減量に向けて、分別や適正排出について示したカレンダーを作成し、情報発信を充実させます。

【主な取組】

- 家庭ごみ・資源物の分け方、出し方カレンダーの配布
- ごみ分別ガイドの配布

2-3 環境学習の推進

【取組内容】

本町のごみ処理の現状や課題、適正な分別区分等についての出前講座の積極的な開催や、町内小学校等の児童を対象に、町で作成した環境副読本の配布やごみ減量化標語コンクールを実施し、ごみ問題について考える機会を設けます。また、教育機関と連携し、児童・生徒に対する環境教育の充実を図ります。

【主な取組】

- 出前講座の実施
- 環境副読本の配布
- ごみ減量化標語コンクールの実施
- 環境センター施設見学会の開催

2-4 若年層への意識啓発

【取組内容】

ごみの減量や資源化につながる行動を促進するため、SNS やエコイベントの活用など楽しみながら若者の意識転換を図る情報発信の充実を検討し

ます。

【主な取組】

- ⑤ホームページや SNS (LINE) 等での情報提供
- ⑥エコイベントや体験参加型イベントの開催

施策3 再資源化の推進

3-1 生活系古紙類の分別化

【取組内容】

燃やせるごみの中には分別で減らせるごみが約 13% 混入し、その内約半分が、雑がみと紙製容器包装、紙パック等が占めています。
適正に分別するよう、ごみの分け方、出し方の周知に努めます。

【主な取組】

- 選別収集の実施
- 雑がみ分別の推進
- 集団回収活動に対する補助

3-2 事業系一般廃棄物の減量・資源化

【取組内容】

事業所から排出される事業系一般廃棄物を減量するために、適正分別による資源化へ向けた指導を実施します。

【主な取組】

- 多量に排出する事業者と個別ヒアリングの実施
- ごみ搬入検査、立入検査の実施
- 事業所との意見交換会の実施
- 事業所への生ごみ処理機等購入費の補助

3-3 使用済み小型家電のリサイクル促進

【取組内容】

小型家電リサイクル法について周知を図りながら、適正なごみの分別と資源化を推進します。

【主な取組】

- 使用済み小型家電回収イベントの実施
- 使用済み小型家電リサイクル拠点回収

第5章 ごみ処理施設の整備

1. 中間処理施設

本町の中間処理は、10市町村で構成している広域圏の廃棄物処理施設である「環境センター」で行います。

環境センターでは、ごみ焼却処理施設、ごみ破碎処理施設、リサイクルセンター（びん保管施設・ペットボトル圧縮保管施設、プラスチック製容器包装圧縮保管施設）が整備されていますが、ごみ処理施設は30年以上、リサイクル施設は15年以上が経過し老朽化が進んでいることから、将来にわたって安全で安定したごみ処理を継続することが難しい状況となっています。そのため、広域圏では「会津地域循環型社会形成推進地域計画」及び「施設整備基本計画」を策定し、新たなごみ焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）及びごみ破碎処理施設・リサイクルセンター（マテリアルリサイクル推進施設）の整備を進めています。

整備施設種類	処理の能力	配置予定地	施設竣工予定
エネルギー回収型廃棄物処理施設	196 t /24 h	会津若松市神指町大字南四合字才ノ神地内	令和8年3月

表 2-5-1 ごみ焼却処理施設

整備施設種類	処理の能力	配置予定地	施設竣工予定
マテリアルリサイクル推進施設	20.4 t /5 h	会津若松市神指町大字南四合字才ノ神地内	令和14年3月

表 2-5-1 ごみ破碎処理施設・リサイクルセンター

2. 最終処分場

令和4年7月より沼平第3最終処分場が供用開始し、令和19年度までの15年間の埋立期間となっています。

施設名称	埋立容量	設置場所	埋立期間
沼平第3最終処分場	152,000 m ³	磐梯町大字更科字沼平地内	令和4年度～令和19年度

表 2-5-2 最終処分場

第6章 その他ごみの処理に関し必要な事項

廃棄物減量等推進審議会の設置・審議事項、廃棄物減量等推進審議会委員の委嘱・活動、事業者の協力内容等について、基本方針等を定めます。

また、一般廃棄物処理業の許可及びごみ処理有料化等について基本的な考え方を定めるものとします。

1. 廃棄物減量等推進審議会

本町における廃棄物の減量化対策を実効あるものとするため、廃棄物減量等推進審議会を設置し、積極的に廃棄物の減量等推進に関する重要事項を審議します。

2. 事業者の協力

製造事業者等に対して町が求める協力の内容は、指定される廃棄物の種類、製造事業者等による回収・処理体制の整備状況等を勘案して定めます。

3. 一般廃棄物処理業の許可

廃棄物処理法第7条第5項及び第10項の規定を踏まえ、一般廃棄物処理業（収集運搬及び処分）の許可については、一般廃棄物の適正な処理の継続性・安定性並びに循環型社会の形成と、ごみ減量リサイクルを推進する観点から対応します。

基本的な方針としては、現行の許可業者の状況及びごみ排出量の減少傾向が今後も続くこと見込まれること等を踏まえ、収集運搬業については抑制、処分業については内容を精査した上で促進を原則とします。

なお、詳細については、毎年度策定するごみ処理実施計画で定めるものとします。

4. ごみ処理有料化の検討

ごみ処理の有料化は、ごみの排出量に応じて、ごみ処理経費の一部を町民に負担してもらうことにより、受益と負担の公平化につながり、ごみに対する町民の意識改革を押し進めると共に、ごみの排出抑制や再生利用の推進にも効果が期待されます。

令和8年度から稼働する新たなごみ焼却施設が、現有施設の処理能力225t／日から196t／日へ処理能力を縮小することによる受け入れ制限等の状況や、有料化実施自治体の有料化による削減効果と本町の減量化の状況を踏まえ、有料化導入について検討するものとします。

5. 災害廃棄物対策

非常災害により生じた廃棄物（災害廃棄物）は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障の防止の観点から、その適正な処理を確保しつつ、円滑かつ迅速に処理する必要があります。

本町では、「会津美里町地域防災計画書」に災害時の廃棄物処理対策を定めています。

6. 不適正処理、不法投棄対策

廃棄物の野焼き却、不法投棄0（ゼロ）を目指し、不法投棄監視員、警察、県等の関係機関と協力、連携して監視体制を一層充実させるとともに、町民や事業者へ不法投棄等の未然防止に向けた普及啓発を行うなど、不法投棄等の防止対策を推進します。

普及・啓発

- ・不法投棄防止の広報活動
- ・地域住民の不法投棄防止活動の支援

監視（抑止・早期発見）

- ・不法投棄監視員、監視カメラの設置による日常的な監視
- ・地域ぐるみでの監視活動の支援

関係機関との連携

- ・関係機関との連携による情報共有、共同事業

現状回復指導

- ・原因者等への現状回復指導、責任の普及

7. 本計画の公開

策定した本計画については、町民、排出事業者、廃棄物処理事業者等に広く周知されるべきものであることから、町広報紙やホームページへの掲載や広報活動、関係団体への情報提供を行います。

8. 本計画の点検、評価、見直し

町は、Plan（計画の策定）、Do（実行）、Check（評価）、Action（見直し）のいわゆるPDCAサイクルにより、本計画の点検、見直しを継続的に行います。

①計画の策定（Plan）

町は、廃棄物処理法及び会津美里町廃棄物減量等推進審議会条例に基づき設置する廃棄物減量等推進審議会の意見を踏まえ、廃棄物処理法第6条に基づき本計画を策定します。特に本計画の策定にあたっては、その策定の趣旨、目的、目標について、町民や事業者に対して明確に説明し、理解と協力を得るよう努めるものとします。

また、策定された本計画は、広報への掲載や関係団体への情報提供等により、廃棄物処理業者、排出事業者、町民等に広く周知します。

②施策の実行（Do）

町は、廃棄物処理法第6条の2に基づき、本計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬及び処分（再生することを含む）します。

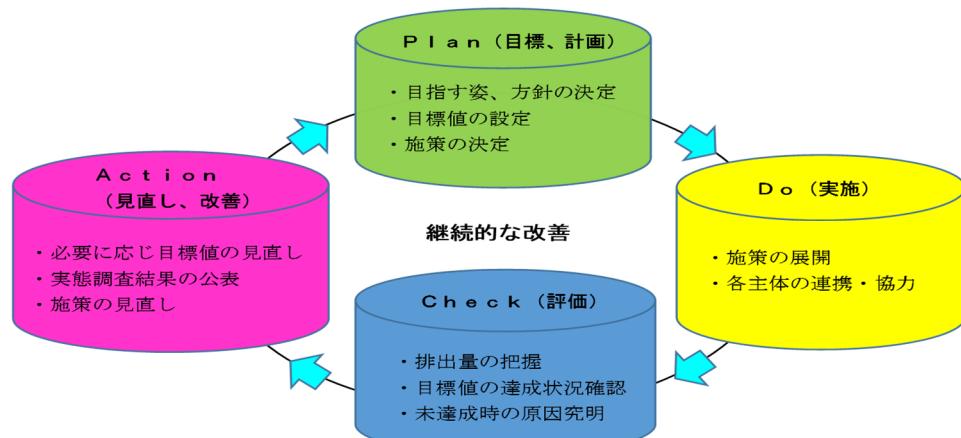
③評価（Check）

毎年、一般廃棄物処理事業実態調査の度合いを客観的かつ定量的に点検・評価し、一般廃棄物処理の比較分析、その結果を町民に対し公表します。

④見直し（Action）

本計画について、評価を踏まえて概ね5年ごと、または、計画策定の前提となっている諸条件に大きな変動があった場合に見直しを行うこととします。なお、改定にあたっても、評価を踏まえて策定された改定案について町民や事業者に対して説明し、理解と協力を得るよう努めます。

また、一般廃棄物処理実施計画については、年度ごとに、評価を踏まえて計画の見直しを行います。



第3部 生活排水処理基本計画

第1章 し尿等処理の現状

1. し尿等の種類と収集形態

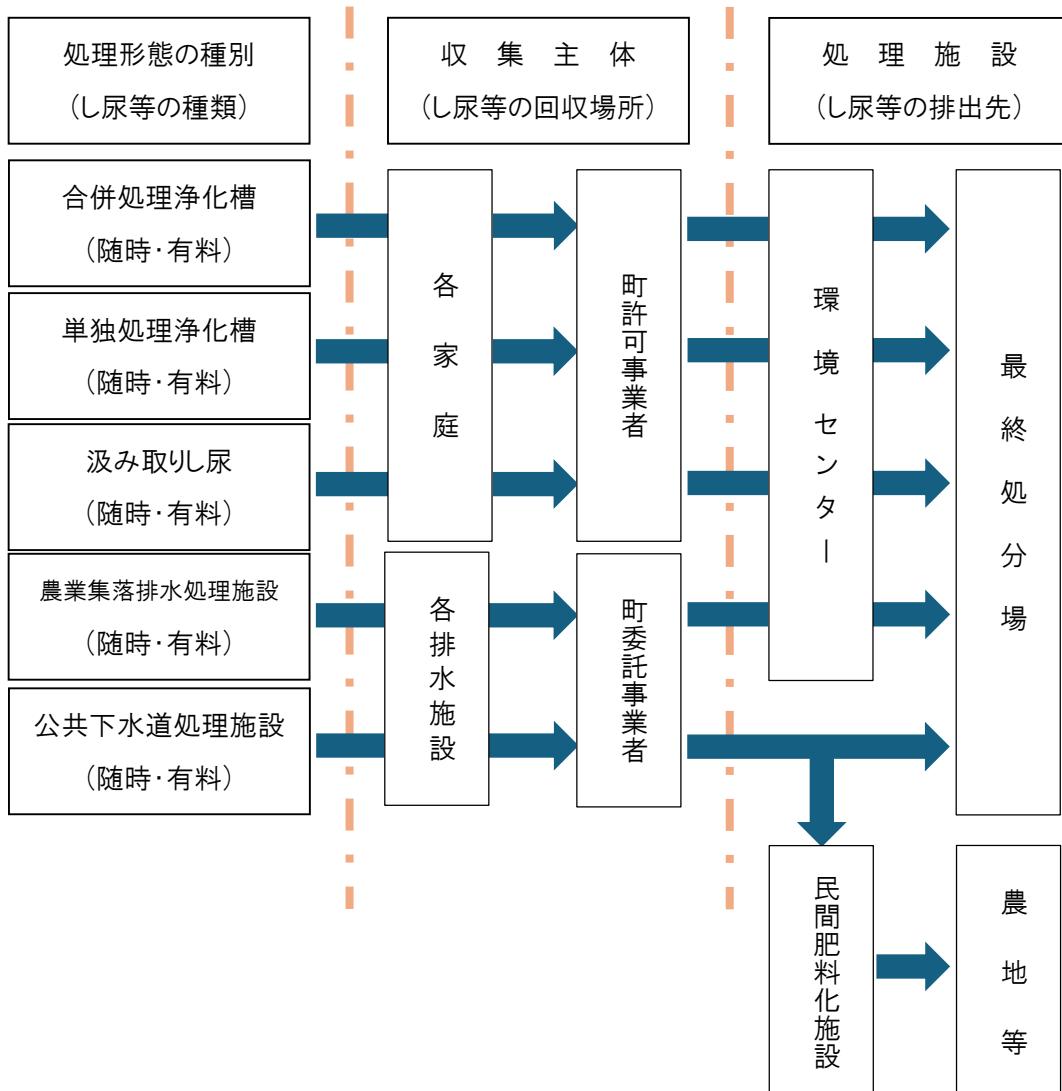


図 3-1-1 収集形態

2. し尿等の中間処理(環境センター)と処分体制

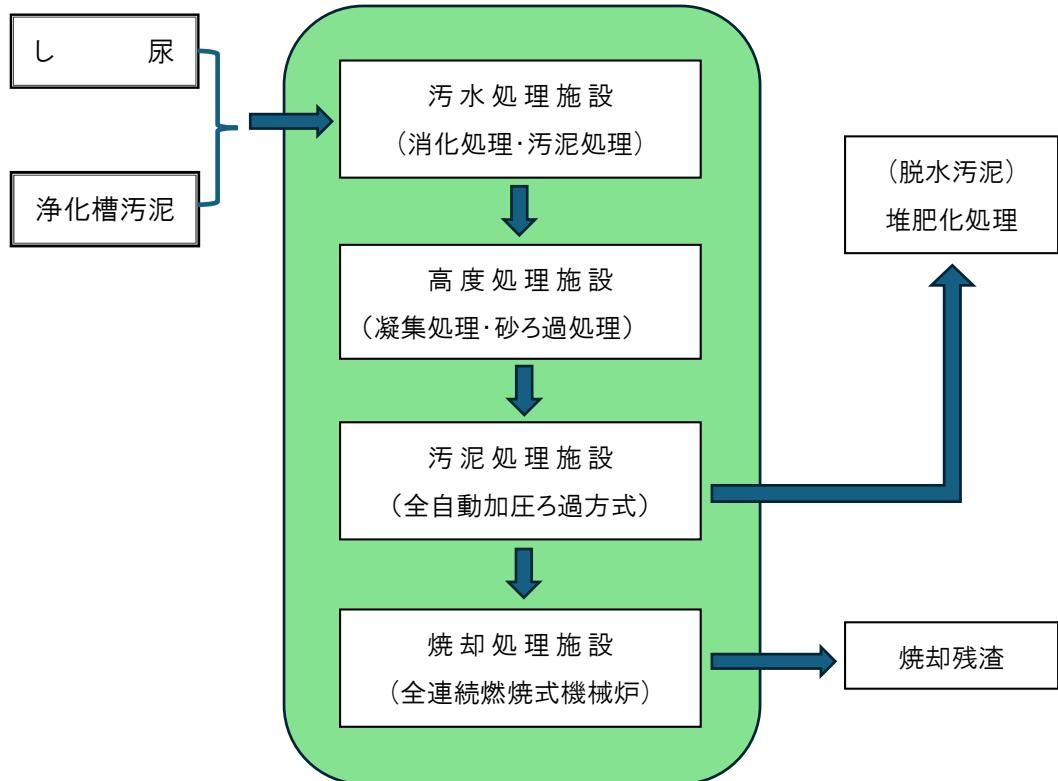


図 3-1-2 処分体制

第2章 生活排水処理施設整備状況等の実績評価

1. 実績評価の考え方

生活排水処理基本計画は、自然と調和した快適で住みやすい環境とするべく、公共用水域の水質保全を図るために、全ての生活排水を処理することを目指し、生活に必要な基盤としての生活配水処理施設の整備を進めるための方策を示しています。以上のことから、実績評価の考え方として、「生活排水処理率」と「生活排水処理施設の整備実績」を検証することとします。

※生活排水処理率：全人口に占める水洗化人口（公共下水道・農業集落排水・合併浄化槽の使用人口）割合

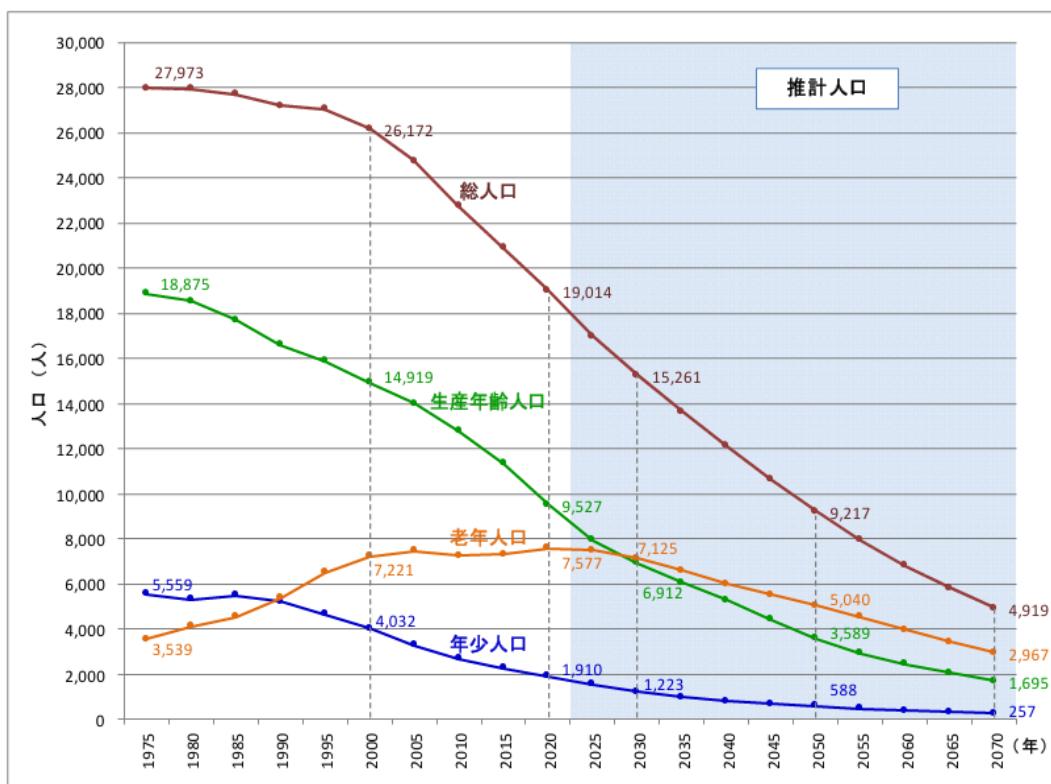
2. 実績評価

（1）生活排水処理率の検証

① 人口の推移

本町の人口は、次の図のとおり少子高齢化による減少傾向にあり、今後も減少が続くことが予想されます。

■人口推移と将来推計人口（年齢3区分別）



（出典：会津美里町第3期人口ビジョン P4 図2 年齢3区分別人口の推移）

② 生活排水処理率の推移

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画処理区域内人口 (行政人口)	19,203人	18,773人	18,386人	17,986人
水洗化・生活雑排水処理人口	9,434人	9,443人	9,371人	9,419人
生活排水処理率	49.1%	50.3%	51.0%	52.4%
前年比	1.02	1.02	1.01	1.01

※ 計画処理区域人口は、3月31日の住基人口による。

③ 生活排水の排出状況(処理形態別人口)の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1. 計画処理区域内人口 (行政人口)	19,203人	18,773人	18,386人	17,986人
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	9,434人	9,443人	9,371人	9,419人
(1) コミュニティ・プラント	0人	0人	0人	0人
(2) 合併処理浄化槽*1	3,532人	3,460人	3,420人	3,441人
(3) 公共下水道処理施設	4,452人	5,418人	4,505人	4,549人
(4) 特定環境保全公共下水道処理施設	186人	190人	174人	175人
(5) 農業集落排水処理施設	1,264人	1,275人	1,272人	1,254人
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	4,119人	4,055人	3,923人	3,874人
4. 未水洗化人口 (汲取り)	5,650人	5,275人	5,092人	4,693人
5. 計画処理区域外人口	0人	0人	0人	0人
生活排水処理率	49.1%	50.3%	51.0%	52.4%

*1 ※公共下水・農業集落排水供用開始区域内含む。

④ 生活排水の処理主体

本町における生活排水の処理主体は、次のとおりです。

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
(1) コミュニティ・プラント	—	—
(2) 公共下水道処理施設	し尿及び生活雑排水	会津美里町
(3) 特定環境保全公共下水道処理施設	し尿及び生活雑排水	会津美里町
(4) 農業集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	会津美里町
(5) 合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	会津美里町、個人等
(6) 単独処理(みなし)浄化槽	し尿	個人等
(7) し尿処理施設	し尿及び生活雑排水	広域圏

(2) 生活排水処理施設の整備実績の検証

① 生活排水処理施設(公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽)普及状況の推移

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
行政人口	19,203人	18,773人	18,386人	17,986人
生活排水処理施設利用可能人口	14,034人	13,785人	13,560人	13,370人
汚水処理人口普及率	73.1%	73.4%	73.8%	74.3%
前年比	1.02	1.01	1.01	1.01

※ 行政人口は、3月31日の住基人口による。

※ 生活排水処理施設利用可能人口は3月31日現在の処理利用可能人口。

※ 汚水処理人口普及率=公共下水道(特環含む)及び農集排の供用開始区域内人口と合併処理浄化槽計画区域内における合併処理浄化槽人口の合計÷行政人口×100

※ し尿のみを処理する単独処理浄化槽は生活排水処理施設利用可能人口に含めない。

② 生活排水処理施設の整備状況等

○公共下水道処理施設

- ・高田処理区(特定環境保全公共下水道境野地区 15ha含む)

事業計画(平成27年度見直し後)の面積 273.0 haに対する整備面積は 238.6 haで、整備率は 87.4%

・本郷処理区

事業計画(平成 27 年度見直し後)の面積 133.5 haに対する整備面積は 127.3 haで、整備率は 95.3%

○農業集落排水処理施設

- ・寺入地区 平成 11 年度整備完了 平成 12 年度より供用開始
- ・関山地区 平成 12 年度整備完了 平成 13 年度より供用開始
- ・新鶴地区 平成 21 年度整備完了 平成 20 年度一部供用開始
平成 21 年度全部供用開始

○合併処理浄化槽

公共下水道、農業集落排水処理施設の区域以外の区域において、令和 6 年度末における合併処理浄化槽設置対象世帯数 2,764 世帯の内、整備基數は 1,035 基であり整備率は 37.4%となっています。

③ 接続率の状況

ア 公共下水道処理施設の接続件数

区分	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
高田処理区	26 件 延:935 件 公共ます数 1,970 件 47.5%	36 件 延:971 件 公共ます数 2,003 件 48.5%	21 件 延:992 件 公共ます数 2,015 件 49.2%	18 件 延:1,010 件 公共ます数 2,029 件 49.8%
特定環境 (境野)	2 件 延:60 件 公共ます数 105 件 57.1%	2 件 延:62 件 公共ます数 105 件 59.0%	1 件 延:63 件 公共ます数 105 件 60.0%	0 件 延:63 件 公共ます数 105 件 60.0%
本郷処理区	29 件 延:695 件 公共ます数 1,380 件 50.4%	11 件 延:706 件 公共ます数 1,384 件 51.0%	13 件 延:719 件 公共ます数 1,388 件 51.8%	16 件 延:735 件 公共ます数 1,393 件 52.8%

イ 農業集落排水処理施設の接続件数

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
新鶴処理区	6 件 延:326 件 公共ます数 623 件 52. 3%	10 件 延:336 件 公共ます数 623 件 53. 9%	7 件 延:343 件 公共ます数 624 件 55. 0%	6 件 延:349 件 公共ます数 624 件 55. 9%
寺入処理区	0 件 延:64 件 公共ます数 69 件 92. 8%	0 件 延:64 件 公共ます数 69 件 92. 8%	0 件 延:64 件 公共ます数 69 件 92. 8%	0 件 延:64 件 公共ます数 69 件 92. 8%
関山処理区	0 件 延:44 件 公共ます数 51 件 86. 3%	0 件 延:44 件 公共ます数 51 件 86. 3%	0 件 延:44 件 公共ます数 51 件 86. 3%	1 件 延:45 件 公共ます数 51 件 88. 2%

※ 工事は完了しているが、後付け公共マスの設置申請がある場合は、公共マス数が増加する場合がある。

ウ 合併処理浄化槽の設置数(行政区域内全体の設置基數)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
個人設置型	28 基 延:1, 301 件	25 基 延:1, 320 件	21 基 延:1, 335 件	23 基 延:1, 344 件
市町村設置型 (新鶴地域)	－基 延:85 件	－基 延:85 件	－基 延:85 件	－基 延:85 件
合 計	28 基 延:1, 386 件	25 基 延:1, 405 件	21 基 延:1, 420 件	23 基 延:1, 429 件

※ 個人設置型の延基數と設置数の差は、下水道への接続等により廃止された基數である。一般住宅の他、集合住宅及び事業所等も含んだ基數である。

また、新鶴地域における市町村設置型事業は、平成 25 年度で終了し、個人設置型に移行している。

3. 前計画の総括と第3期基本計画に向けた課題

本町では、平成 28 年 2 月に「会津美里町第 3 次総合計画」が策定され、更なる生活排水処理対策の充実を図ってきました。

総人口に占める水洗化生活を送っている人口の割合を示す生活排水処理率は、平成 26 年度の 39.0%から令和元年度で 46.0%、令和 6 年度では 52.4% となり、平成 26 年度に対し 1.34 倍の伸びとなりましたが、最終目標値 57.1% には達しませんでした。公共下水道・農業集落排水・合併処理浄化槽の使用可能人口の割合を示した汚水処理人口普及率では、平成 26 年度の 65.0%から令和元年度で 70.5%、令和 6 年度では 74.3% と着実に普及しています。

公共下水道事業の整備率は、令和 6 年度末で高田処理区(特定環境保全公共下水道境野地区 15 ha含む。)が全体計画 273.0ha に対して 238.6ha(境野地区 15 ha整備完了)の整備で 87.4%の進捗率、本郷処理区が全体計画 133.5ha に対して 127.3ha の整備で 95.3%の進捗率、公共下水道特全体では全体計画 406.5ha に対して 365.9ha の整備で 90.0%の進捗率となっていますが、土地利用方針が未定の箇所もあり、令和 7 年度整備完了は困難な状況となっています。

また、整備完了している農業集落排水事業、市町村設置型個別合併処理浄化槽事業においては、接続促進及び適正な維持管理に努めましたが、個人設置型合併処理浄化槽整備事業においては、新規設置数の減少傾向が見られました。これは本町において高齢化及び人口減少が顕著となっており、また近年の物価高騰が災いして単独浄化槽やし尿汲取りから公共下水道、農業集落排水又は合併処理浄化槽への処理方式の転換が鈍化している傾向が見られるためです。

なお、この傾向は本町のみの特殊傾向ではなく、全国的傾向ですが、町民の生活環境の向上を図るため一層の普及啓発を進める必要があります。

よって、本計画に向けた課題を次のとおり抽出することとしました。

【課題の整理】

- ・公共下水道・農業集落排水処理施設への接続率の伸び悩み
- ・公共下水道計画区域内の未供用区域の整備が遅れている
- ・合併処理浄化槽の新規設置件数が増えない

第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理に係る理念及び目標

本町では、公共用水域の水質保全に対する意識が徐々に高まってきており、水質汚濁対策の必要性が認識されつつあります。今後においても、生活環境や公共用水域の水質保全の観点から、生活排水を適正に処理することが重要であり、町民に対し、生活排水対策の必要性等について啓発を行うと共に、その対策を引き続き積極的に推進します。

会津美里町第4次総合計画の町の将来像である「もっとつながる ほっと安らぐ ずっと住みたい 美しきふる里 会津美里町」実現のために、「政策：安心・安全で快適な生活環境のまち*1」を目指し、「施策：生活基盤の充実*2」としての生活排水処理対策を進めます。

本町の河川水質は、水質汚濁に係る環境基準を100%達成していますが、市街地の水路等の水質は依然として良好とは言い難い状況にあります。また、平成9年度から公共下水道整備に着手し、その後農業集落排水事業の着手もあり、令和7年3月31日現在における汚水処理人口普及率は74.3%となっています。これは、第3次総合計画の施策「生活基盤の整備」の目標値*3の75.5%を1.2%下回っています。生活排水処理施設の整備済地域において新規接続が進まず、依然として未処理の生活雑排水が排出されている状況にあり、そのため、生活排水処理対策の必要性について啓発を図るとともに、生活排水処理施設への早期接続へ向け普及促進し、計画目標年度において生活排水処理率を63.1%とすることを目指すものとします。

*1 政策の概要：町の豊かな自然環境を次世代へ引き継ぐとともに、良好な生活環境を保全し、利便性向上に資する生活基盤の充実を進め、住んでみたい・住み続けたいと思える安心・安全で快適な生活環境のまちづくりを進めます。

*2 施策の目指す姿：町民が快適に過ごすために必要な生活基盤が整っています。

*3 施策の目標値：汚水処理人口普及率(第3次総合計画後期基本計画目標値)

2. 生活排水処理の基本方針

生活排水処理の目標達成に向けて、生活排水処理施設への接続に重点を置くと共に、合併処理浄化槽の普及促進を図るため、生活排水処理の基本方針は、次に示すとおりとします。

- ① 公共下水道や農業集落排水の整備完了地域において、生活排水処理施設への接続に関する補助制度の周知を強化し接続を促進する。
- ② 公共下水道計画区域内の未整備箇所については、早期完成(令和 12 年度目標)に向け引き続き整備促進を図る。
- ③ 合併処理浄化槽の普及促進を図ると共に、し尿汲取りや単独処理浄化槽からの切り替えを促すために、補助制度の周知啓発を強化する。
- ④ 合併処理浄化槽の適切な維持管理方法について、周知啓発を強化する。

3. 生活排水処理基本計画

(1) 処理の目標

生活排水処理基本計画の基本理念・目標を達成するため、令和 17 年度における数値目標は、生活排水を処理する人口を 9,153 人以上、生活排水処理率は 63.1% とします。

① 生活排水の処理の目標

	令和 6 年度 (実績値)	令和 17 年度 (最終目標年度)
生活排水処理率	52.4%	63.1%

② 人口の内訳

	令和 6 年度 (実績値)	令和 17 年度 (最終目標年度)
1 行政区域内人口	17,986 人	14,500 人
2 計画処理区域内人口	17,986 人	14,500 人
3 水洗化・生活雑排水処理人口	9,419 人	9,153 人

③ 生活排水の処理形態別内訳

	令和 6 年度 (実績値)	令和 17 年度 (最終目標年度)
1. 計画処理区域内人口 (行政人口)	17,986 人	14,500 人
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	9,419 人	9,153 人
(1) コミュニティ・プラント	0 人	0 人
(2) 合併処理浄化槽*1	3,441 人	3,239 人
(3) 公共下水道処理施設	4,549 人	4,675 人
(4) 特定環境保全公共下水道処理施設	175 人	164 人
(5) 農業集落排水処理施設	1,254 人	1,075 人
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	3,874 人	2,428 人
4. 未水洗化人口 (汲取り)	4,693 人	2,919 人
5. 計画処理区域外人口	0 人	0 人

(2) 生活排水を処理する区域及び処理方式等

本町の公共下水道事業計画は、平成9年度の着手以来、高田処理区(平成15年度一部供用開始)においては、平成17年度に用途地域205ha、都市計画区域内103haのあわせて約308haに新鶴地域境野地区の特定環境保全公共下水道事業(平成16年度供用開始)15haをあわせた約323haとして策定変更を行い、本郷処理区(平成17年度供用開始)については、市街化区域及びその近隣区域として計画区域面積を183.0haとしていましたが、財政状況や処理効率の経済性から平成24年度に事業計画区域の見直しを行い、高田処理区は計画区域を303haに、本郷処理区を156haに縮小変更しました。さらに、急速な人口減少及び町財政状況を考慮するとともに、国から平成26年1月に「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想マニュアル」が示され、下水道処理施設の未整備区域は汚水処理方式の経済比較を基本に、10年程度を目安に整備を概ね完了することを目指すとされました。これにより、平成27年度に再度見直しを行い、高田処理区は273ha、本郷処理区を133.5haに縮小、全体計画目標年度を令和9年度とし、下水道整備は5年間延長し、令和7年度までの完了を目指すこととしました。

しかしながら、令和6年度に策定した「会津美里町第3期人口ビジョン」の人口推計によると、今後さらなる高齢化及び人口減少傾向が顕著であり、また近年の物価高騰も影響して処理方式の転換が鈍化している傾向もあります。さらに公共下水道処理区域内の土地利用方針が未定の箇所もあるため、令和7年度で整備完了できない状況であることから、下水道整備を令和12年度まで延長することとしました。

また、公共下水道の計画区域外については、各地区の人口や集落密度、あるいは周辺環境等と地区的要望等を考慮し、その地区にあった共同システムとして、農業集落排水事業を平成12年度に寺入地区、平成13年度に関山地区が供用開始し、新鶴地域は平成21年度に全計画区域の供用を開始しました。

なお、地区ごとの生活排水処理方式については、別紙「会津美里町生活排水処理基本計画の排水処理方式概要図」を参照してください。

(3) 生活排水処理施設の整備及び接続目標

生活排水処理施設整備事業の概要は、下記のとおりとします。

- ・公共下水道については、令和12年度までに整備完了を目指す。
- ・農業集落排水については、供用開始している既設3施設の接続の促進を図る。
- ・合併処理浄化槽については、個人設置型浄化槽設置整備事業の補助金交付による整備を継続して推進する。

① 生活排水処理施設の概要

事業区分	計画処理区域	計画処理人口	整備区分
合併処理浄化槽 (個人設置型)	公共下水道(認可区域)及び農業集落排水の処理区域を除く町域全部	3,935人	継続整備
合併処理浄化槽 (市町村設置型)	新鶴地域の農業集落排水及び特定環境保全公共下水道処理区域以外の区域 (H16年度～H25年度)	整備実績 85基	整備完了
農業集落排水	新鶴地区整備完了、H21年度供用開始。 寺入地区整備完了、H12年度供用開始。 関山地区整備完了、H13年度供用開始。	2,920人 350人 240人	整備完了
公共下水道	高田処理区(H15年度供用開始) 処理計画面積 258.0ha 本郷処理区(H17年度供用開始) 処理計画面積 133.5ha 特定環境保全公共下水道境野地区 (15.0ha 整備完了、H16年度供用開始)	4,200人 3,300人 300人	整備継続

② 整備目標

ア 公共下水道処理施設・・・令和12年度までに、公共下水道(特定環境保全公共下水道含む)の面的整備率 95%を目指す。

イ 農業集落排水処理施設・・・農業集落排水処理施設は、計画した全3地区について平成21年度に完了している。

ウ 合併処理浄化槽・・・公共下水道、農業集落排水処理施設の区域以外の区域において、令和6年度末における合併処理浄化槽設置対象世帯数 2,764世帯の内、令和12年度までの累積整備基數を1,250基目標とし、整備目標率を45.2%とする。

③ 接続目標

ア 公共下水道処理施設(特定環境保全公共下水道処理施設含む)

	令和6年度 (実績値)	令和17年度 (最終目標年度)
接続人口	4,724人	4,691人
処理区域内人口	8,538人	7,185人
接続率	55.3%	65.3%

※事業所等の設置件数は含んでいません。

イ 農業集落排水処理施設

	令和6年度 (実績値)	令和17年度 (最終目標年度)
接続人口	1,254人	1,042人
処理区域内人口	2,039人	1,511人
接続率	61.5%	69.0%

※ 事業所等の設置件数は含んでいません。

4. し尿・汚泥の処理計画

(1) 現況

本町のし尿及び浄化槽汚泥については、町内許可業者(5業者)がし尿汲取り収集運搬を行い、広域圏のし尿処理施設(処理能力は211 kℓ/日)で共同処理しています。

令和6年度実績値で、し尿処理施設では、約173.59 kℓ/日を処理しており、処理量全量では、し尿処理施設の処理能力の82.3%の処理量となっております。このうち、本町が締めるし尿搬入量の比率は、約25.1 kℓ/日で、し尿施設の1日の処理量の約11.9%程度を占めています。

本町としても、より一層公共下水道及び農業集落排水の新規接続数の確保に努め、排出し尿の減量を図る必要があると考えます。

(2) し尿・汚泥の排出状況

	令和6年度 (実績値)	令和17年度 (最終目標年度)
汲み取りし尿	10.66 kℓ/日 (42.49%)	6.67 kℓ/日 (37.21%)
浄化槽汚泥	14.44 kℓ/日 (57.51%)	11.25 kℓ/日 (62.79%)
合 計	25.1 kℓ/日	17.92 kℓ/日

(3) し尿・汚泥の処理方針

し尿・汚泥の収集・運搬、最終処分については、現在の状態で実施するものとします。

5. 町民・事業者・町の取組

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、町民・事業者・町が一体となって取り組む必要があります。

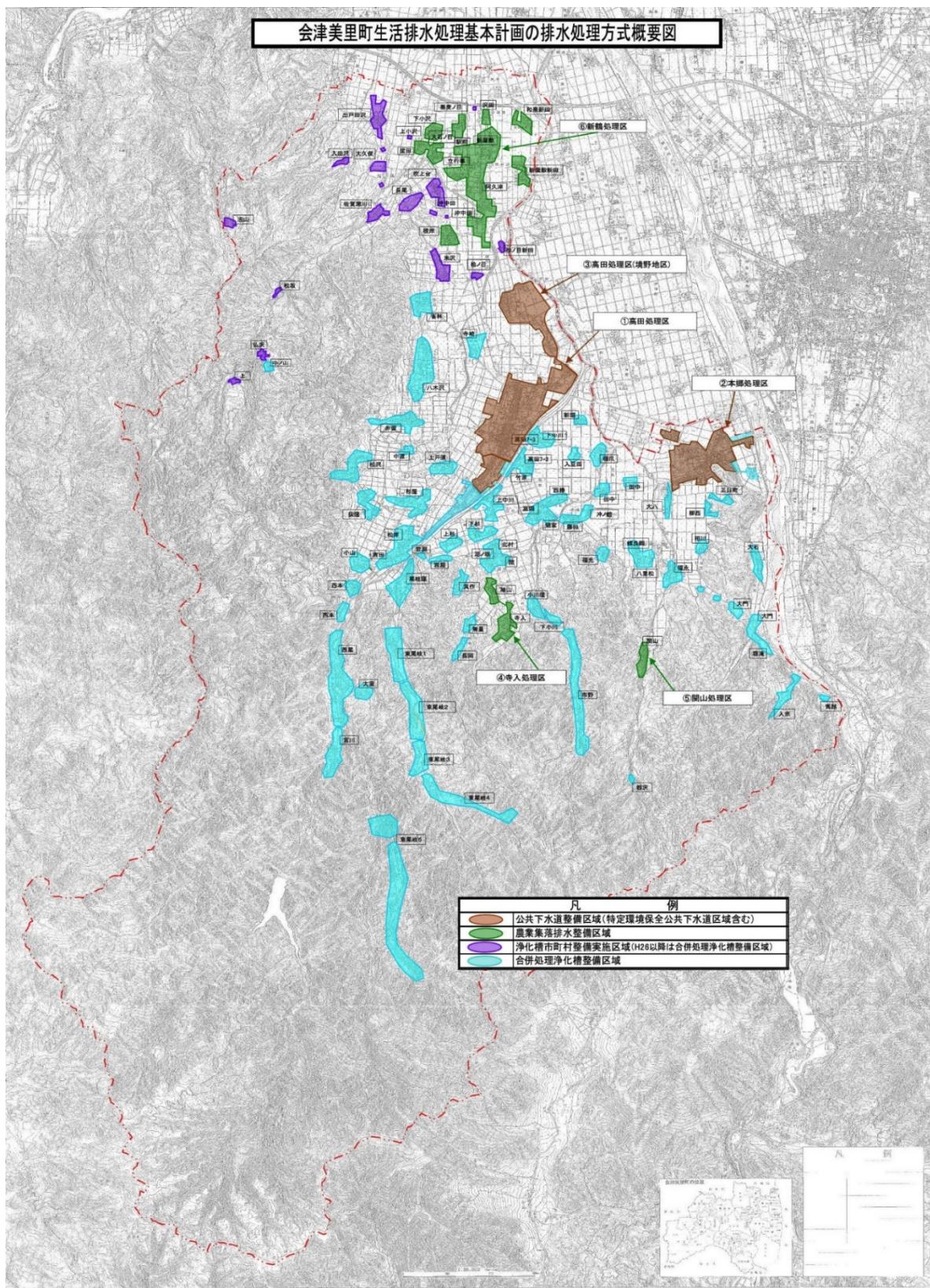
項目	町民	事業者	町
公共下水道処理施設	下水道供用開始区域内に居住・事業所がある場合は、速やかに下水道接続に努める。		公共下水道普及の広報、公共下水道区域内の町民・事業者へのお知らせの配布、未整備区域の早期整備・完了
農業集落排水処理施設	農業集落排水事業区域内に居住・事業所がある場合は、速やかに農業集落排水への接続に努める。		農業集落排水普及の広報、農業集落排水処理区域内の町民・事業者へのお知らせの配布
合併処理浄化槽	浄化槽の維持管理、放流水質の維持	浄化槽、グリストラップ等の維持管理、放流水質の維持	適切な維持管理の指導・啓発
単独処理浄化槽	合併処理浄化槽又は公共下水道・農業集落排水への転換		単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切替の啓発・推進
し尿汲取り	合併処理浄化槽又は公共下水道・農業集落排水への転換		し尿汲み取り世帯への合併処理浄化槽設置の啓発・推進

6. その他

生活排水対策の必要性や、浄化槽維持管理業務の重要性について、町民への周知徹底を図るために、積極的な広報・啓発活動を実施します。特に家庭内対策と維持管理面での有資格事業者の協力体制も重要であり、行政と地域住民、更に事業者が一体となった管理システムの確立に努めます。

公共下水道及び農業集落排水処理施設への接続促進に伴い、一般廃棄物収集運搬(し尿・浄化槽汚泥)及び浄化槽清掃の許可業者による、し尿や浄化槽汚泥汲取り清掃の事業規模の縮小が想定されます。今後、許可業者の事業量の推移や社会情勢を見きわめながら、必要な措置について検討していきます。

別紙



資 料 編

会津美里町廃棄物減量等推進審議会条例(平成17年10月1日条例第128号)

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7

第1項の規定に基づき、会津美里町廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、廃棄物減量等推進に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

(1) 識見を有する者

(2) 各種団体を代表する者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

ただし、その身分を失ったときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者等の出席)

第7条 議長は、必要があると認めたときは、審議会に関係者等の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、町民税務課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 4 条の規定にかかわらず、この条例の施行後初めて委嘱され、又は任命される委員の任期は、平成 19 年 3 月 31 日までとする。

附 則(平成 23 年 3 月 22 日条例第 1 号)

この条例は、公布の日から起算して 1 年を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成 23 年 9 月規則第 18 号で、同 23 年 10 月 1 日から施行)

附 則(平成 23 年 3 月 28 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 30 年 12 月 14 日条例第 27 号)

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）【抜粋】

(廃棄物減量等推進審議会)

第 5 条の 7 市町村は、その区域内における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議させるため、廃棄物減量等推進審議会を置くことができる。

2 廃棄物減量等推進審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、条例で定める。

会津美里町廃棄物減量等推進審議会委員名簿

◎会長 ○副会長

区分	所属	氏名
識見を有する者 (審議会条例第3条 第2項第1号)	会津若松地方広域市町村圏整備組合 環境センター	○大堀 明洋
	会津地方振興局 県民環境部	熊田 司
各種団体を代表 する者 (審議会条例第3条 第2項第2号)	会津美里町自治区長連絡協議会	川島 春雄
	会津美里町立学校長会	博多 弘泰
	有限会社グリーンサービス	◎新國 文英
	会津美里町地域包括支援センター	浅沼 利孝
	会津美里町老人クラブ連合会	鈴木 満美
	会津美里町民生児童委員協議会	水野 健夫
	会津美里町商工会女性部	安達 忍
	会津美里町商工会商業部会	山田 佳彦
	食育サポーター会津みさと	服部 弘子

第3期 会津美里町一般廃棄物処理基本計画策定の経過

年 月 日	会 議 等 名	概 要
令和7年6月18日	第1回会津美里町廃棄物減量等推進審議会	第3期会津美里町一般廃棄物処理基本計画策定の趣旨説明、スケジュールの確認
令和7年8月29日	第2回会津美里町廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物処理基本計画（案）の説明・諮詢
令和7年11月2日	町民懇談会	会津美里町じげんホールで開催
令和7年12月 日 ～令和8年1月 日	パブリックコメントの実施	ホームページ、各庁舎及び各公民館にて実施（　日間）
令和8年1月 日	第3回会津美里町廃棄物減量等推進審議会	一般廃棄物処理基本計画（最終案）の答申
令和8年 月 日	議会定例会議案提出	令和8年 月 日議決